

# 千葉県信用保証協会レポート

Chiba Credit Guarantee Report

# 2018



私たちは  
創造性豊かな中小企業のおきパートナーとして  
多様で活力ある成長と繁栄を  
サポートします。

～千葉県信用保証協会～

## CONTENTS

■ごあいさつ	02
■信用保証協会の役割	03
■千葉県信用保証協会の概要	04
■個人情報保護宣言	05
■信用保証のしくみ	07
■コンプライアンス態勢	10
■平成29年度決算	11
■基本財産	15
■信用保証の動向	16
■平成29年度事業概況	17
■経営支援・再生支援の取組み	22
■平成29年度 トピックス	26
■中期事業計画(平成27年度～平成29年度)の評価	28
■平成29年度経営計画の評価	30
■中期事業計画(平成30年度～平成32年度)	33
■平成30年度経営計画	34
■広報活動	35
■平成30年度 機構図	37
■役員名簿	38
■協会用語説明	39





# ごあいさつ

会長 床並 道昭

関係機関の皆さま方におかれましては、平素より千葉県信用保証協会の業務に格別のご高配を賜りまして、心より厚くお礼申し上げます。

当協会では、業務内容・経営方針等をご理解いただき、より一層身近に感じていただくことを目的として、ディスクロージャー誌「CCGレポート」を作成しております。是非、ご一読いただきますようお願いいたします。

さて、平成29年度のわが国の経済情勢は、政府による経済政策の効果もあり、景気は緩やかな回復基調にあります。また、平成32年には東京オリンピック・パラリンピックが開催されることから、関連需要の高まりや、インバウンド需要による景気の押し上げが期待されております。

千葉県におきましても、緩やかな景気回復基調が続いている中、平成30年6月に外環道が延伸され利便性が高まり、成田空港の機能強化等のインフラ整備が今後追い風になると期待されます。

しかしながら、個人消費が低迷していることの影響や事業承継、人手不足等の課題もあり、中小企業・小規模事業者を取り巻く環境は、依然として厳しい状況にあると認識しています。

このような状況の中、当協会としましては、平成29年度においても、企業の経営状況を考慮したきめ細やかな資金繰り支援や、企業のライフステージに応じた経営支援に積極的に取り組んでまいりました。創業支援として、県内19の市町村と連携し創業スクールを開催し、経営支援として専門家派遣により経営改善計画の策定支援を実施する等、コンサルティング機能の発揮に努めてまいりました。また、地方創生の一環として、古民家の活用を支援する保証制度である『古民家活用支援保証制度「ふるさとちば」』を、金融機関と連携して中小企業者の事業の発展を支援する保証制度である『成長発展支援保証制度「パートナーちば」』を創設し、保証制度の充実も図っております。

平成30年4月に信用保証協会法等の改正が施行され、信用保証協会の業務に中小企業者に対する「経営支援」が追加されるとともに、業務の運営に当たっては金融機関との連携が重要である旨が規定されました。また、大規模な経済危機等に迅速に対応するためのセーフティネットとして危機関連保証が創設されるとともに、小規模事業者や創業者への支援が拡充されました。当協会としましては、創業支援、経営改善・事業再生支援、海外展開支援、事業承継支援等の取組みを一層強化し、中小企業・小規模事業者の皆さまの経営改善、生産性の向上や地域経済の発展に貢献してまいります。

当協会としましては、金融機関、自治体、商工団体、支援機関の皆さまとの連携を深め、中小企業・小規模事業者の皆さまの資金繰りの円滑化という社会的使命を果たすべく役職員一丸となって取り組む方針でございますので、引き続きご理解・ご協力をお願い申し上げます。

平成30年8月

# 信用保証協会の役割

信用保証協会は、中小企業者等の方々から金融機関から事業資金の融資を受ける際に、「公的な保証人」となって金融の円滑化を図ることを目的として設立された、信用保証協会法(昭和28年法律第196号)に基づく認可法人です。

## ☑ 基本理念

私たちは  
創造性豊かな中小企業のおよきパートナーとして  
多様で活力ある成長と繁栄を  
サポートします。

～千葉県信用保証協会～

## ☑ 目的

中小企業者等のための信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的としています。(定款第1条)

## ☑ 業務

信用補完制度の見直しにより、平成30年度から2.①と3.が新たな業務として加わっています。

- 信用保証協会は、目的を達成するために次の業務を行っています。
  - 中小企業者等が銀行その他の金融機関から資金の貸付け又は手形の割引を受けること等により金融機関に対して負担する債務の保証
  - 中小企業者等の債務を銀行その他の金融機関が保証する場合における当該保証債務の保証
  - 銀行その他の金融機関が株式会社日本政策金融公庫の委託を受けて中小企業者等に対する貸付けを行った場合、当該金融機関が中小企業者等の当該借入れによる債務を保証することとなる場合におけるその保証をしたこととなる債務の保証
  - 中小企業者が発行する社債(当該社債の発行が証券取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限り、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)第66条第1号に規定する短期社債を除く)のうち銀行その他の金融機関が引き受けるものに係る債務の保証
  - 前各号に掲げる業務に付随し、信用保証協会の目的を達するために必要な業務
- 信用保証協会は、前に掲げる業務のほか、当該業務の遂行を妨げない限度において次の業務を行っています。
  - 前項各号の債務の保証に係る中小企業者に対する経営の改善発達に係る助言その他の支援
  - 前項各号の債務の保証をするに当たり行う当該債務の保証に係る中小企業者が発行する新株予約権の引受け
  - 前項各号の債務の保証に基づき求償権を取得した場合における当該債務の保証に係る中小企業者に係る次に掲げる業務
    - 債権管理回収業に関する特別措置法(平成10年法律第126号)第2条第1項第1号から第3号までに掲げる債権(以下、「特定金銭債権」という)、特定金銭債権を担保する保証契約に基づく債権及び信用保証協会その他信用保証協会法施行令(昭和28年政令第271号)で定める者が特定金銭債権を担保する保証契約に基づく債権に係る債務を履行した場合に取得する求償権並びにこれらの債権に類し又は密接に関連するものとして同施行令で定めるものの譲受け
    - イの規定により譲り受けた債権の管理(当該債権の管理のために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為を含む)
    - ハ イ及びロに掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査並びに当該中小企業者に対する助言
  - 投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成10年法律第90号)第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合が行う中小企業者に対する投資事業(過大な債務を負っている中小企業者の事業の再生を図るものに限る)に必要な資金の出資
  - 前各号に掲げる業務に付随し、信用保証協会の目的を達するために必要な業務
- 信用保証協会は、業務を行うに当たっては、中小企業者による経営の改善発達を促進するため、銀行その他の金融機関と連携を図ります。

(平成30年4月1日改正)

# 千葉県信用保証協会の概要



## ✓ プロフィール

設立	昭和24年4月22日
基本財産	467億円
保証債務残高	9,682億円
利用企業数	40,135企業
役員数	常勤役員6名、非常勤役員16名、職員155名
事務所	本店・松戸支店

(平成30年3月31日現在)

## ✓ あゆみ

昭和24年 4月13日	社団法人千葉県信用保証協会の創立総会開催
昭和24年 4月22日	社団法人千葉県信用保証協会の設立許可(官房秘令第140号)
昭和24年 5月17日	社団法人千葉県信用保証協会の設立登記 所在地 千葉市吾妻町3丁目29番地 日本赤十字社千葉県支部内
昭和25年 3月18日	財団法人千葉県信用保証協会の設立許可(官房秘令第269号)
昭和25年 3月25日	財団法人千葉県信用保証協会の設立登記
昭和29年 9月 9日	信用保証協会法に基づく認可法人に組織変更(蔵銀第2315号)
昭和29年 9月30日	組織変更登記
昭和36年10月 9日	事務所移転 所在地 千葉市市場町2番地 千葉県自治会館内
昭和45年 4月 1日	事務所移転 所在地 千葉市千葉港4番2号 千葉県中小企業会館2階
昭和54年12月 1日	事務所増設 所在地 千葉市千葉港4番2号 千葉県中小企業指導情報センター2階
昭和60年10月 1日	東葛飾支所開設 所在地 松戸市本町7番地10 ちばぎん松戸ビル4階
平成 5年 5月12日	分室開設 所在地 千葉市中央区新田町36番15号 千葉テックビル7階
平成19年 9月25日	事務所移転 (本所移転に伴い分室閉鎖統合) 所在地 千葉市中央区中央4丁目17番8号 千葉県自治会館内 事務所名称変更 本所は本店、東葛飾支所は松戸支店へ変更

# 個人情報保護宣言

当協会は信用保証協会法(昭和28年法律第196号)に基づく法人であり、中小企業等の皆さまが金融機関から貸付等を受ける際に、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆さまに対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

## ✓ 1. 個人情報に関する法律等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)などの法令・ガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

## ✓ 2. 個人情報の取得・利用・提供

当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページまたは備え付けのパンフレットの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。

取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。

取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示いたしません。

お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

## ✓ 3. 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全管理措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取組みを見直します。

## ✓ 4. 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取組みを見直します。

## ✓ 5. 個人データの委託

当協会は、個人情報保護法第23条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。

委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

## ☑ 6. 保有個人データの開示・利用目的の通知

法令等に定める一定の場合を除き、お客さまは、当協会が保有するお客さまご自身の個人データの開示およびその利用目的の通知を求めることができます。

請求の方法は所定の事項を記載した「保有個人データ開示等申請書」を当協会窓口にて提出いただきますが、その際に書類にてご本人の確認をさせていただきます。なお、「保有個人データ開示等申請書」は、当協会窓口を設置してある他、当協会ホームページからもダウンロードいただけます。

## ☑ 7. 保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

当協会が保有する個人データに誤りがある場合は下記の窓口にご連絡ください。

調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、訂正または削除いたします。

お客さまの個人情報を不適切に取得し、または目的外に利用している場合には下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用を停止いたします。

お客さまの個人情報を個人情報保護法第23条に違反して第三者に提供している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。

6.7の具体的な手続きにつきましては当協会ホームページ(または備え付けのパンフレット)の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8. (3)「開示等の請求等に応じる手続き等に関する事項」をご覧ください。

## ☑ 8. お問い合わせ窓口について

当協会は、お客さまからの個人情報に関するご質問・ご照会・苦情等については適切かつ迅速に取組みます。

当協会における個人情報等に関する各種お問い合わせ窓口は下記の他、事業所一覧もしくは、事業所備え付けのパンフレットをご覧ください。

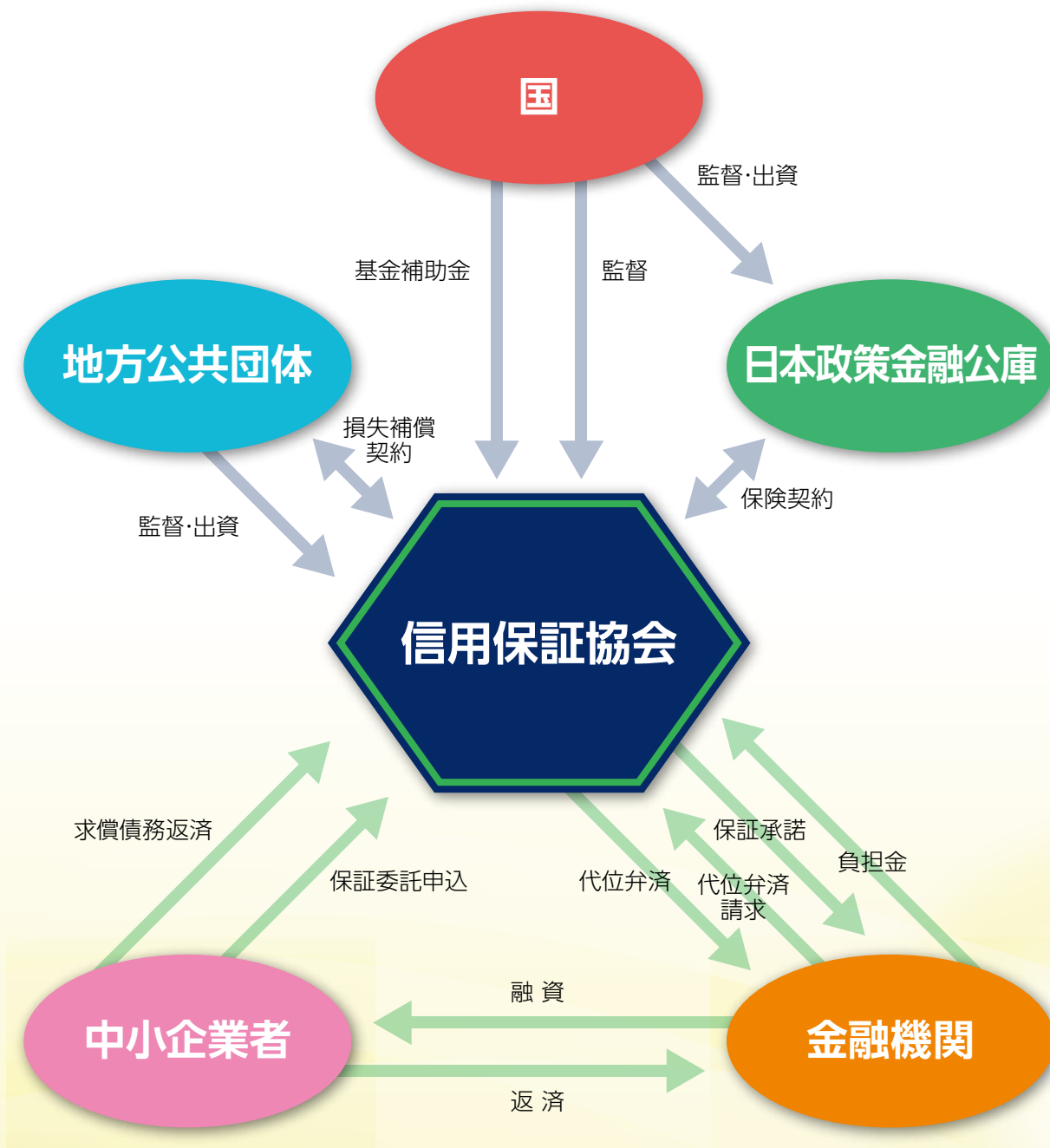
### 千葉県信用保証協会 検査室

【電話番号】 043-221-8183

【受付時間】 平日の午前9時～午後5時

# 信用保証のしくみ

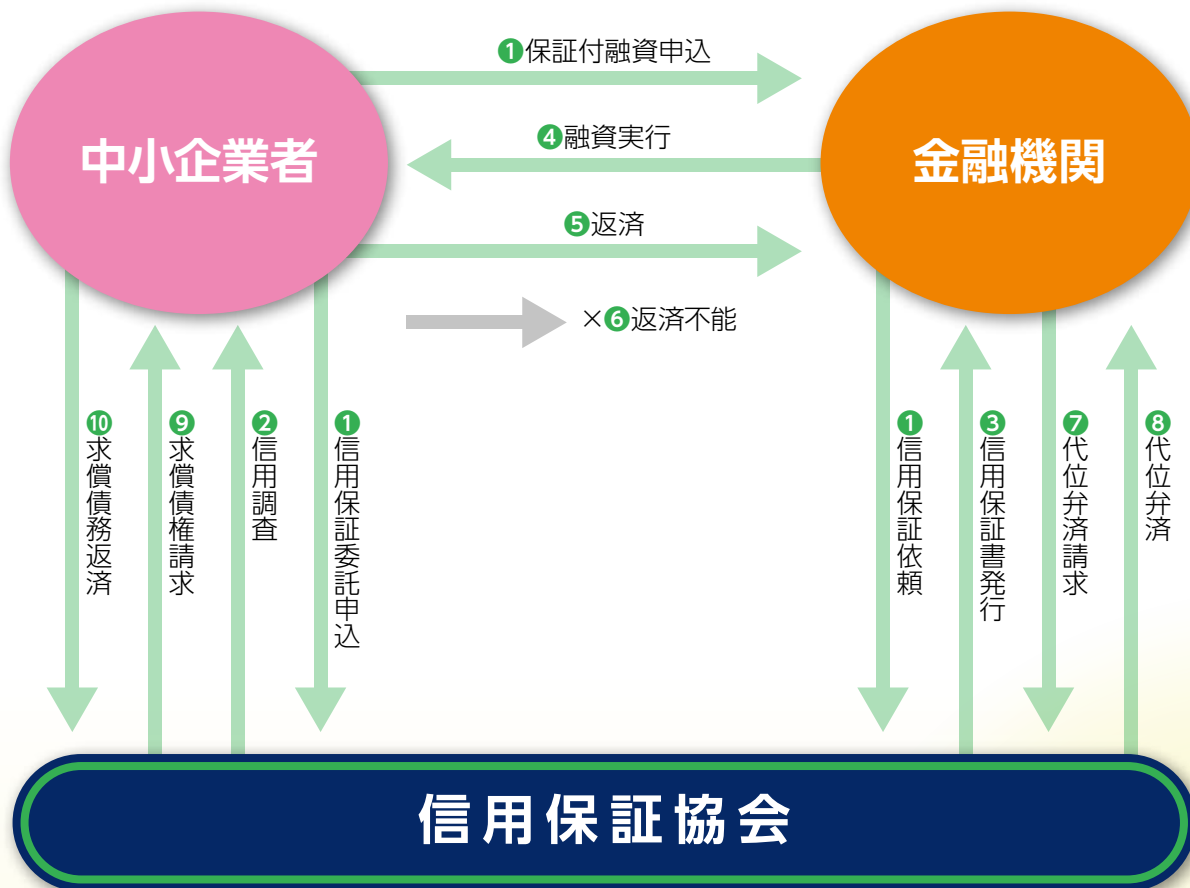
## ☑ 信用補完制度のしくみ



信用保証協会は、信用保証業務に伴う不測の事態に備えて十分な資金的裏づけを必要とします。このため、地方公共団体や金融機関等から出捐金、負担金を受けて運営の基礎としています。また、日本政策金融公庫からは信用保証によりバックアップを受けるとともに、地方公共団体からは一部損失補償による補填を受けています。信用保証協会は、この支払いを受けた保険金や損失補償金を受領後、代位弁済した中小企業者からの回収金を保険金や損失補償金の割合に応じて日本政策金融公庫や地方公共団体へ納付することになっています。このような信用保証・信用保険・損失補償を総称して信用補完制度と呼んでいます。



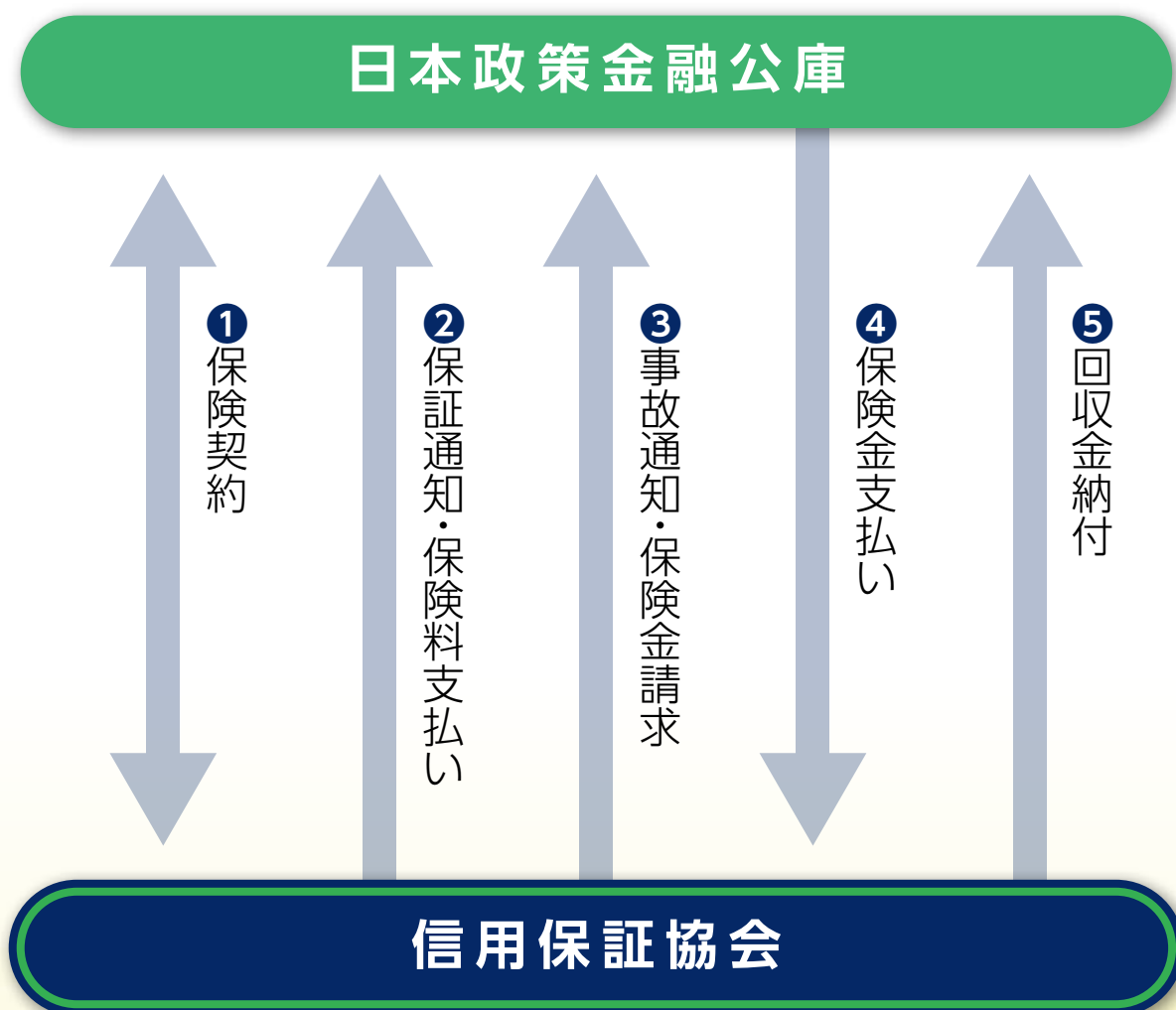
## ☑ 信用保証制度のしくみ



信用保証制度は、貸付の窓口である金融機関、利用者である中小企業者、保証人である保証協会の三者が基本となります。

- ① 中小企業者は、保証協会に信用保証委託申込みをします。申込み方法としては、金融機関を經由して申込む方法と県・市町村・商工会議所・商工会・中小企業団体中央会等の申込受付機関を經由して申込む方法があります。
- ② 保証協会は、申込中小企業者の信用調査を行います。
- ③ 保証協会が信用調査の結果、信用保証を適当と認めたときは、金融機関に対し信用保証書を発行します。
- ④ 金融機関は、信用保証書に基づいて中小企業者に融資を行います。このとき中小企業者には、所定の信用保証料を金融機関を經由して保証協会へ納めていただきます。
- ⑤ 中小企業者は、借入契約に従って金融機関に借入金を返済します。
- ⑥、⑦ 中小企業者が倒産等によって、借入金の全部または一部の返済ができなくなったとき、金融機関は保証協会に代位弁済の請求を行います。
- ⑧ 保証協会は、この請求に基づいて中小企業者に代わって借入金の残債務を金融機関に支払います。これを代位弁済といいます。
- ⑨ 保証協会は、代位弁済によって取得した求償債権を中小企業者に請求します。
- ⑩ 中小企業者は、保証協会に対して求償債務を返済します。

## ☑ 信用保険制度のしくみ



信用保険制度とは、保証協会の信用保証業務を日本政策金融公庫が再保険する制度をいいます。

- ①保証協会が中小企業者のために金融機関に対して行う債務の保証について、原則としてすべて保険関係が成立する旨の契約を保証協会と日本政策金融公庫の間で締結します。
- ②保証協会が一定の要件を備えた信用保証を行ったときは、①の契約に基づいて日本政策金融公庫に対して保証通知を行うとともに信用保険料を支払います。
- ③保証協会が金融機関に対して代位弁済をしたときは、この事実を日本政策金融公庫に通知し、事故発生から一定期間を経過した後に保険金を請求します。
- ④日本政策金融公庫は、この請求に基づいて保険の種類ごとに定められた填補率(代位弁済額の元本部分の70%、80%または90%)により保険金を支払います。
- ⑤保証協会が保険金の受領後に求償債権を回収したときは、日本政策金融公庫に対して、填補率に応じて回収金を納付します。

# コンプライアンス態勢

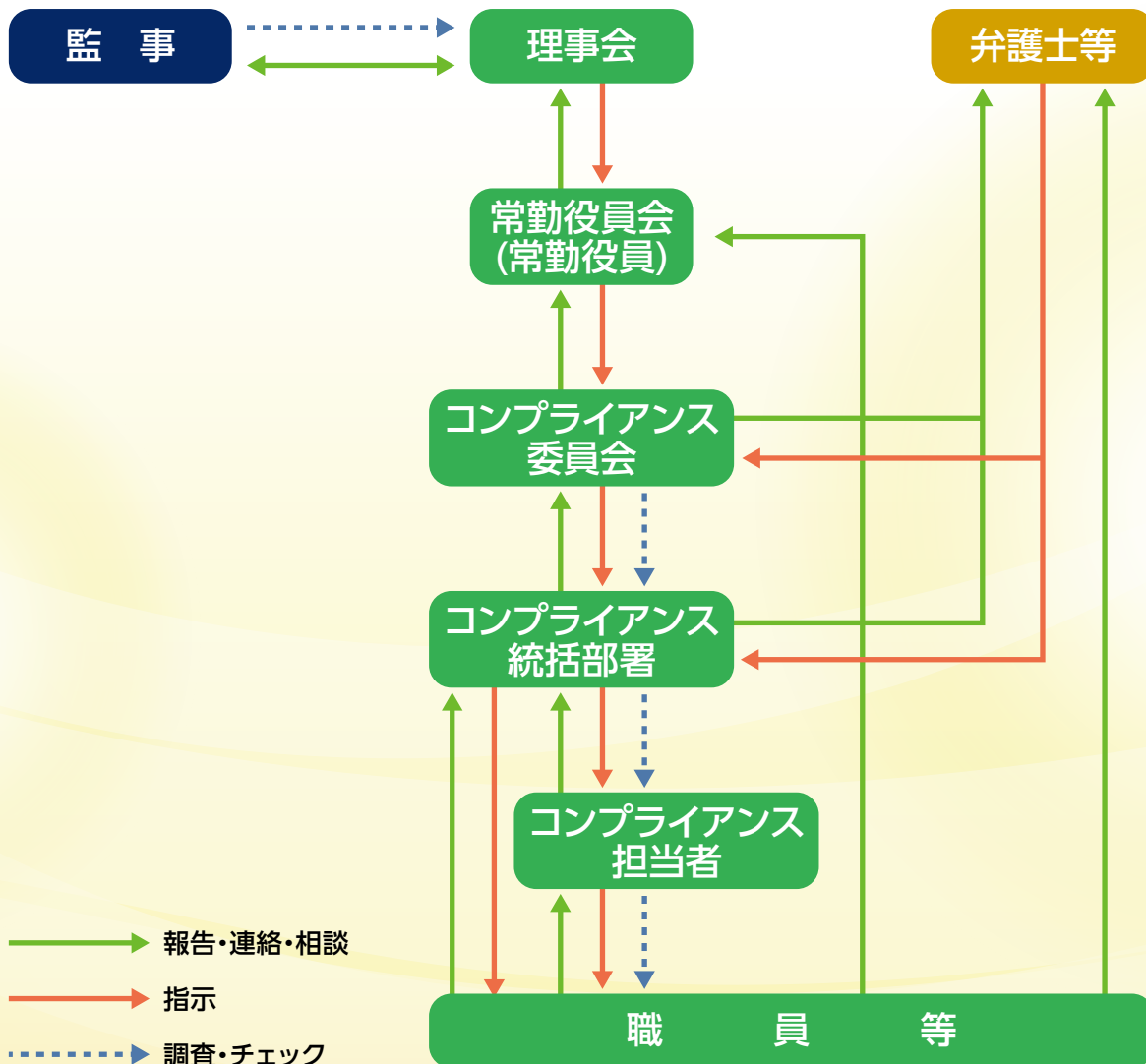
千葉県信用保証協会は、公的使命と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて揺るぎない信頼の確立を図るため、役職員一丸となってコンプライアンスの実践に、積極的に取り組んでいます。

当協会のコンプライアンスは「法令等の遵守」と定義付け、①信用保証協会の公共性と社会的責任②質の高い信用保証サービス③法令やルール of 厳格な遵守④反社会的勢力との対決⑤地域社会に対する貢献としており、「信用保証協会倫理憲章」を基本方針とし、「具体的行動規範」に基づいて行動しています。

## ✓ 具体的行動規範

- |                     |                       |
|---------------------|-----------------------|
| 1. 法令・ルール等の遵守       | 6. 反社会的勢力(不当要求行為)との対決 |
| 2. 誠実な職務の遂行         | 7. 外部からの苦情・トラブルへの対応   |
| 3. 守秘義務の履行          | 8. 職場秩序の維持            |
| 4. 職務上の地位と関係者との付き合い | 9. 違反行為の報告            |
| 5. コンプライアンス関連事項への対応 | 10. 懲罰                |

## ✓ コンプライアンス組織体制図



# 平成29年度決算

## 貸借対照表

(平成30年3月31日現在 単位:円)

借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
現金	1,245,817	基本財産	46,650,304,866
現金	1,245,817	基金	9,907,885,000
小切手	0	基金準備金	36,742,419,866
預け金	13,336,771,086	制度改革促進基金	0
当座預金	0	収支差額変動準備金	23,266,823,730
普通預金	929,262,523	責任準備金	5,867,999,516
通知預金	0	求償権償却準備金	1,102,070,853
定期預金	12,384,000,000	退職給与引当金	1,377,039,088
郵便貯金	23,508,563	損失補償金	0
金銭信託	0	保証債務	968,172,730,913
有価証券	84,054,235,000	求償権補てん金	0
国債	0	保険	0
地方債	57,614,490,000	損失補償補てん金	0
社債	26,421,595,000	借入金	5,000,000,000
株式	18,150,000	長期借入金	0
受益証券	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
その他有価証券	9,126,020	短期借入金	0
新株予約権	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
再生ファンド出資	9,126,020	収支差額変動準備金造成資金	5,000,000,000
動産・不動産	182,208,008	雑勘定	21,768,350,220
事業用不動産	64,383,003	仮受金	12,743,766
事業用動産	117,825,005	保険納付金	230,859,641
所有動産・不動産	0	損失補償納付金	28,591,970
損失補償金見返	0	未経過保証料	21,425,578,558
保証債務見返	968,172,730,913	未払保険料	7,922,650
求償権	4,396,571,336	未払費用	62,653,635
譲受債権	0		
雑勘定	3,052,431,006		
仮払金	27,194,677		
保証金	100		
厚生基金	390,854,000		
連合会出資金	0		
連合会勘定	1,407		
未収利息	128,383,090		
未経過保険料	2,505,997,732		
制度改革促進基金造成資金	0		
合計	1,073,205,319,186	合計	1,073,205,319,186

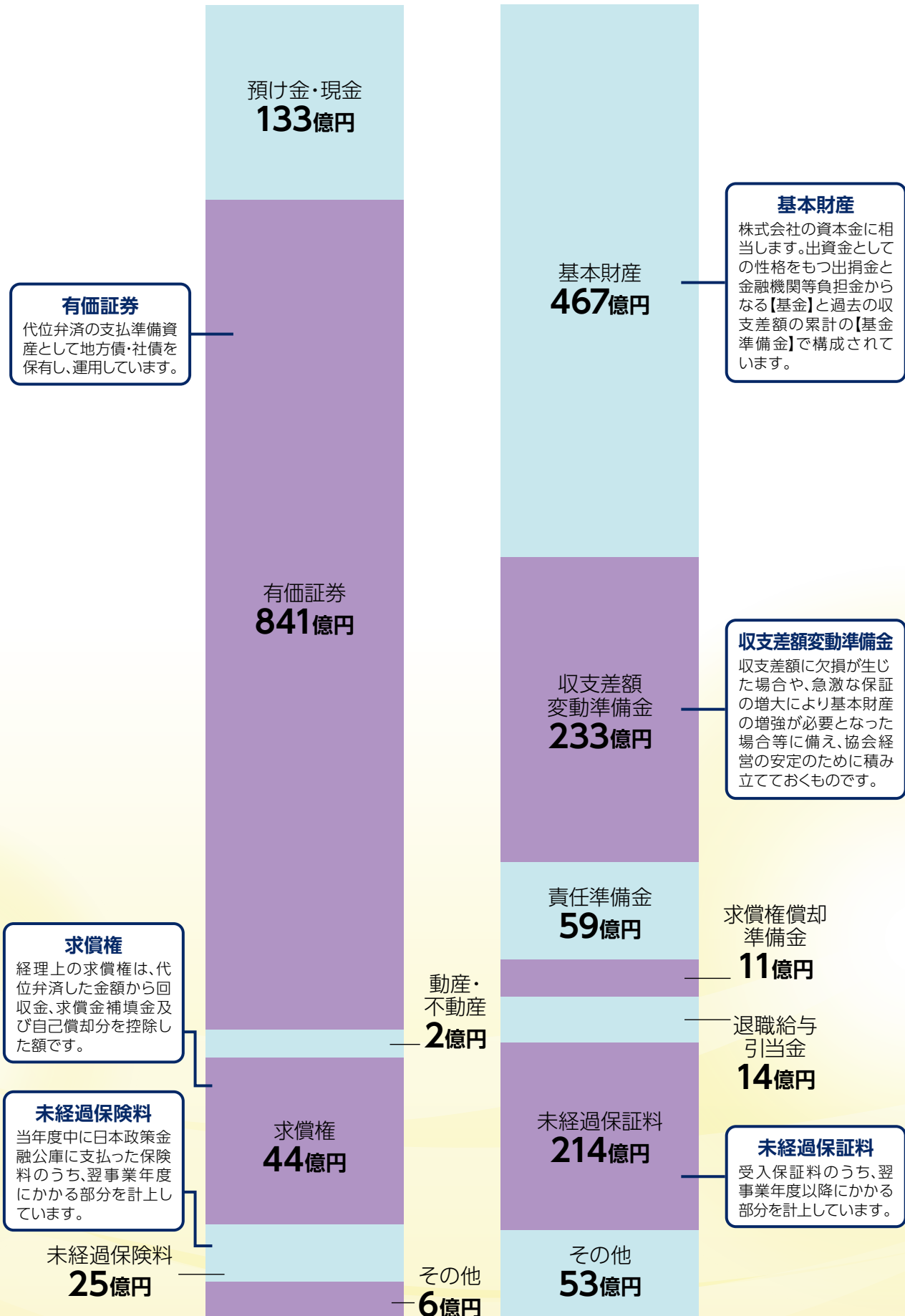
## 財産目録

(平成30年3月31日現在 単位:円)

資産		負債	
科目	金額	科目	金額
現金	1,245,817	責任準備金	5,867,999,516
預け金	13,336,771,086	求償権償却準備金	1,102,070,853
金銭信託	0	退職給与引当金	1,377,039,088
有価証券	84,054,235,000	損失補償金	0
その他有価証券	9,126,020	保証債務	968,172,730,913
動産・不動産	182,208,008	求償権補てん金	0
損失補償金見返	0	借入金	5,000,000,000
保証債務見返	968,172,730,913	雑勘定	21,768,350,220
求償権	4,396,571,336		
譲受債権	0		
雑勘定	3,052,431,006		
合計	1,073,205,319,186	合計	1,003,288,190,590
		正味財産	69,917,128,596

借方

貸方

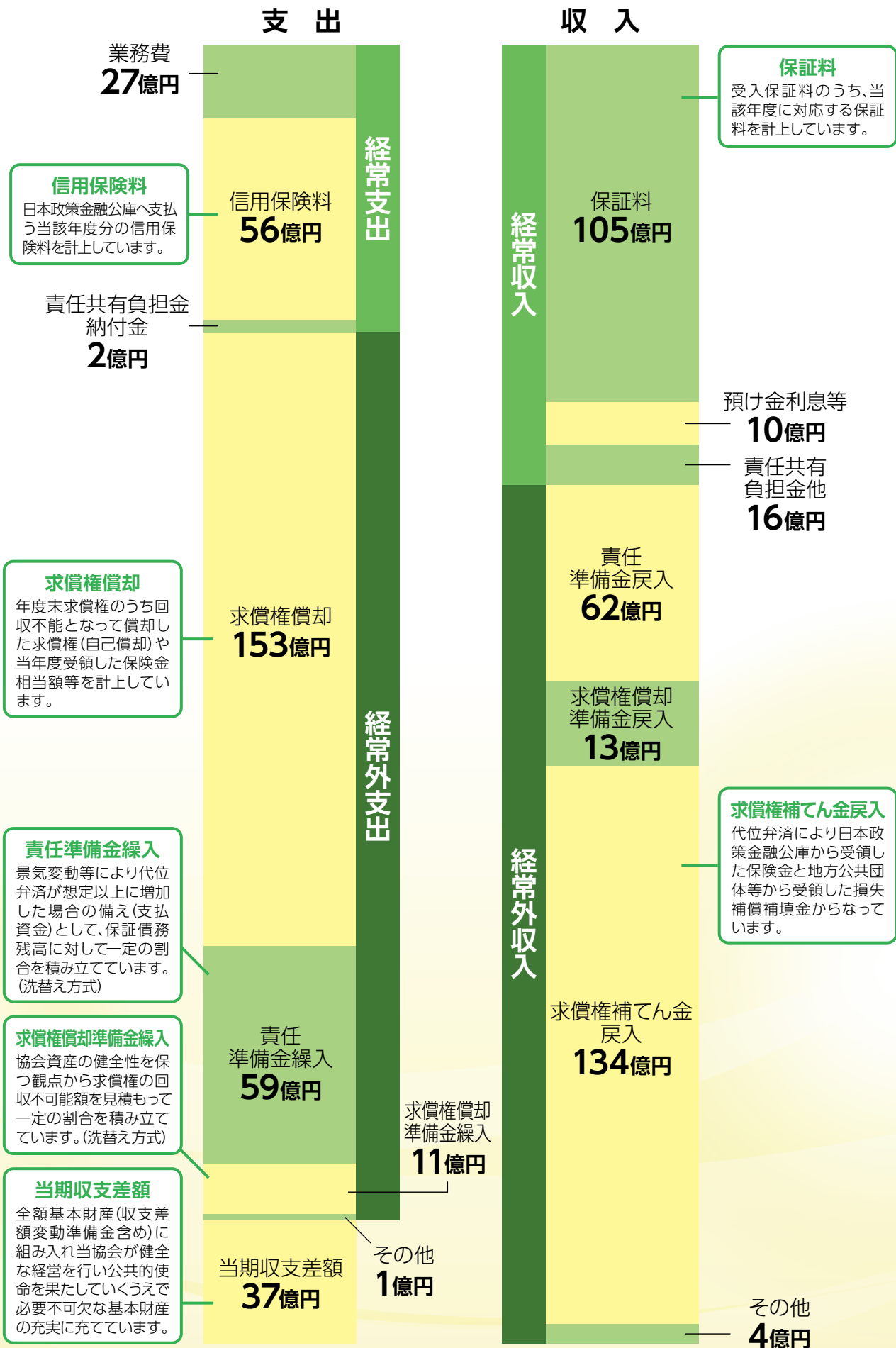


※保証債務見返(資産)と保証債務(負債)は同額のため、この表からは除いてあります。

## 収支計算書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 単位:円)

支 出		収 入	
科 目	金 額	科 目	金 額
経 常 支 出		経 常 収 入	
業 務 費	2,665,894,984	保 証 料	10,467,580,084
借 入 金 利 息	0	預 け 金 利 息	1,253,152
信 用 保 険 料	5,627,412,436	有 価 証 券 利 息 配 当 金	832,513,153
責 任 共 有 負 担 金 納 付 金	186,233,079	調 査 料	0
雑 支 出	0	延 滞 保 証 料	0
		損 害 金	89,539,562
		事 務 補 助 金	124,856,431
		責 任 共 有 負 担 金	1,491,465,000
		雑 収 入	87,935,775
小 計	8,479,540,499	小 計	13,095,143,157
経 常 収 支 差 額	4,615,602,658		
経 常 外 支 出		経 常 外 収 入	
求 償 権 償 却	15,265,750,841	償 却 求 償 権 回 収 金	434,747,667
讓 受 債 権 償 却	0	責 任 準 備 金 戻 入	6,202,843,325
有 価 証 券 償 却	0	求 償 権 償 却 準 備 金 戻 入	1,338,631,782
雑 勘 定 償 却	65,119,714	求 償 権 補 て ん 金 戻 入	13,410,458,157
退 職 金	3,211,527	補 助 金	0
責 任 準 備 金 繰 入	5,867,999,516	そ の 他 収 入	68,798
求 償 権 償 却 準 備 金 繰 入	1,102,070,853		
そ の 他 支 出	419,035		
小 計	22,304,571,486	小 計	21,386,749,729
経 常 外 収 支 差 額	△ 917,821,757		
制 度 改 革 促 進 基 金 取 崩 額	0		
収 支 差 額 変 動 準 備 金 取 崩 額	0		
当 期 収 支 差 額	3,697,780,901		
収 支 差 額 変 動 準 備 金 繰 入 額	1,848,000,000		
基 本 財 産 繰 入 額	1,849,780,901		



**信用保険料**  
日本政策金融公庫へ支払う当該年度分の信用保険料を計上しています。

**保証料**  
受入保証料のうち、当該年度に対応する保証料を計上しています。

**求償権償却**  
年度末求償権のうち回収不能となって償却した求償権(自己償却)や当年度受領した保険金相当額等を計上しています。

預け金利息等  
10億円  
責任共有負担金他  
16億円

**責任準備金繰入**  
景気変動等により代位弁済が想定以上に増加した場合の備え(支払資金)として、保証債務残高に対して一定の割合を積み立てています。(洗替え方式)

**求償権補てん金戻入**  
代位弁済により日本政策金融公庫から受領した保険金と地方公共団体等から受領した損失補償補填金からなっています。

**求償権償却準備金繰入**  
協会資産の健全性を保つ観点から求償権の回収不可能額を見積もって一定の割合を積み立てています。(洗替え方式)

**当期収支差額**  
全額基本財産(収支差額変動準備金含め)に組み入れ当協会が健全な経営を行い公共的使命を果たしていくうえで必要不可欠な基本財産の充実に充てています。

# 基本財産

## ☑ 基本財産とは

基本財産とは、一般企業の資本金に相当するもので、信用保証協会が引き受けた保証債務の最終担保的な性格があります。このことから、当協会が引き受ける保証債務の最高限度額は、定款の定めにより基本財産の60倍(定款倍率)となっています。このため、中小企業の保証需要に安定して応え、公共的使命を果たしていくためには、基本財産の充実が不可欠となっています。

## ☑ 基本財産の構成

基本財産は①基金②基金準備金で構成されています。

- ①基金は、県・市町村からの拠出である出捐金と金融機関等負担金で構成されています。
- ②基金準備金は、毎事業年度決算における収支差額のうち、基金準備金として繰り入れた累計で、信用保証協会の自己造成資金です。

## ☑ 基本財産の内訳

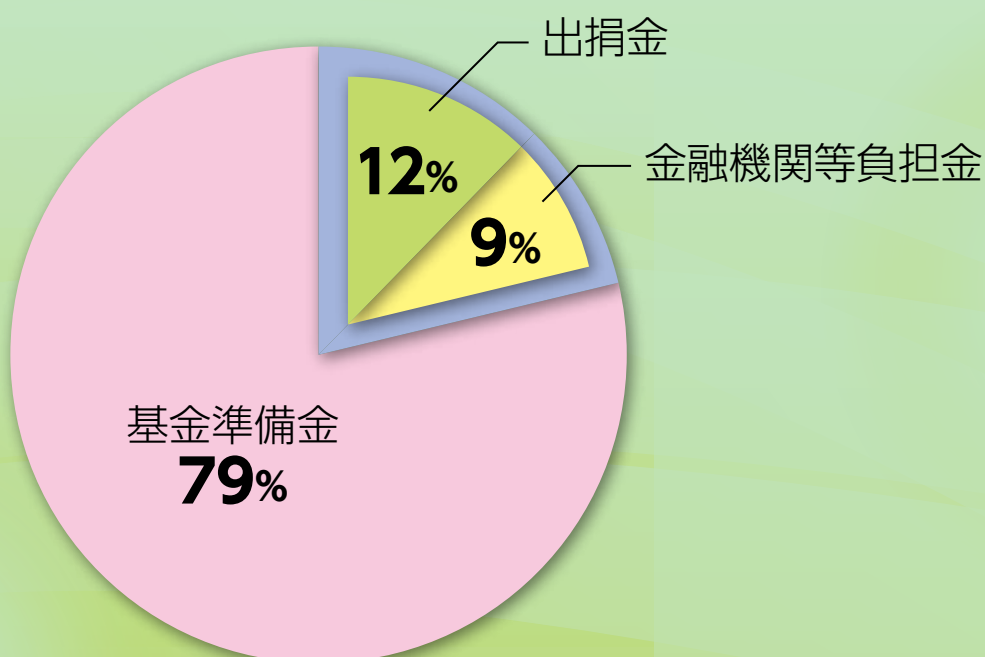
基本財産 467億円

①基金 99億7百万円

出捐金 57億39百万円

金融機関等負担金 41億68百万円

②基金準備金 367億42百万円

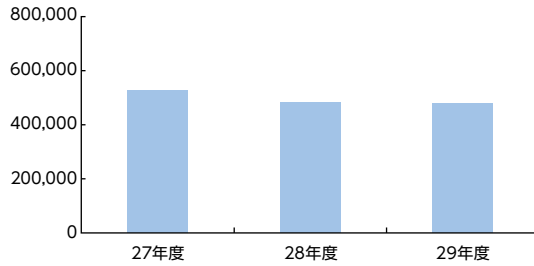




# 信用保証の動向

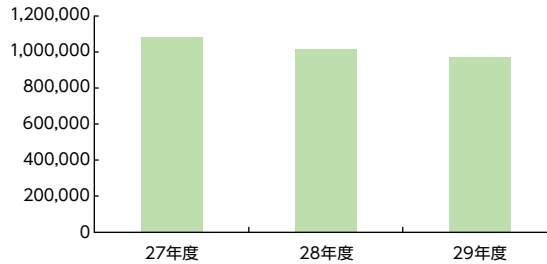
(単位:件、百万円、%)

年度	保証承諾		
	件数	金額	前年度比
27年度	40,327	525,169	100.4
28年度	36,323	483,770	92.1
29年度	34,918	477,653	98.7



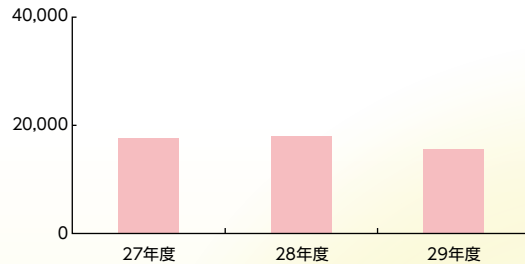
(単位:件、百万円、%)

年度	保証債務残高		
	件数	金額	前年度比
27年度	107,977	1,084,053	96.9
28年度	102,366	1,017,259	93.8
29年度	96,240	968,173	95.2



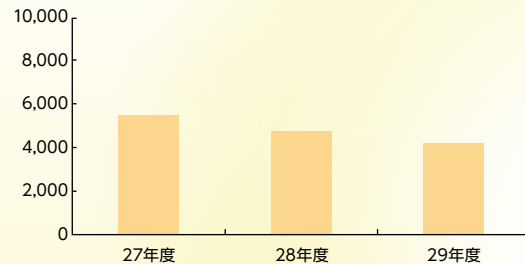
(単位:件、百万円、%)

年度	代位弁済		
	件数	金額	前年度比
27年度	1,592	17,542	92.1
28年度	1,562	18,082	103.1
29年度	1,481	15,619	86.4

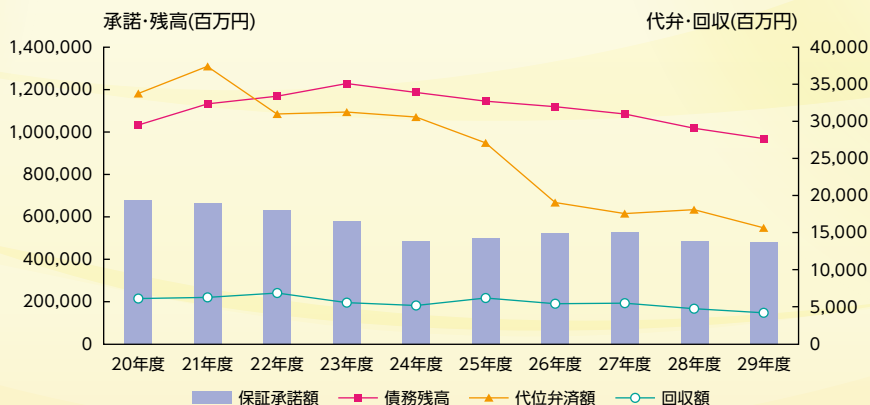


(単位:件、百万円、%)

年度	回収額		
	件数	金額	前年度比
27年度	398	5,460	101.4
28年度	363	4,727	86.6
29年度	310	4,172	88.3



## 最近10年の動き

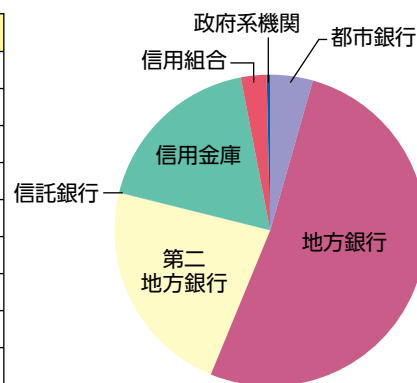


# 平成29年度事業概況

## 金融機関別保証承諾

(単位:件、百万円、%)

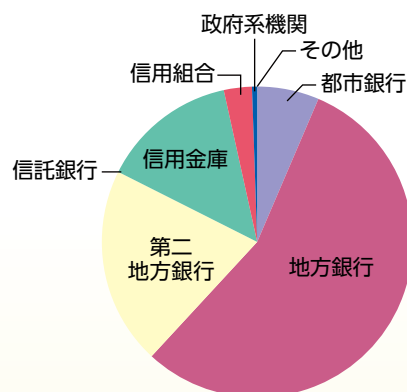
区分	件数	金額	構成比	前年度比
都市銀行	824	21,066	4.4	94.1
地方銀行	15,399	247,509	51.8	93.7
第二地方銀行	6,860	108,215	22.7	104.5
信託銀行	—	—	—	—
信用金庫	10,104	86,416	18.1	111.7
信用組合	1,639	12,711	2.7	95.8
政府系機関	92	1,737	0.4	55.4
その他	—	—	—	—
合計	34,918	477,653	100.0	98.7



## 金融機関別保証債務残高

(単位:件、百万円、%)

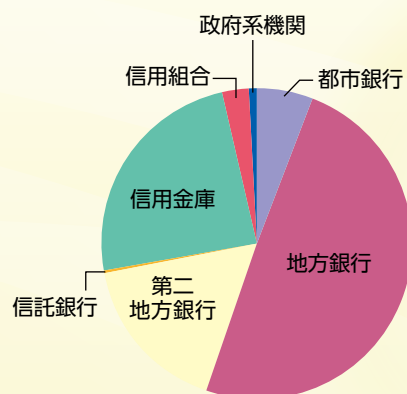
区分	件数	金額	構成比	前年度比
都市銀行	4,216	62,283	6.4	90.4
地方銀行	46,222	536,760	55.4	93.5
第二地方銀行	18,758	198,990	20.6	97.9
信託銀行	1	25	0.0	48.1
信用金庫	21,675	136,831	14.1	100.2
信用組合	4,979	28,169	2.9	95.9
政府系機関	389	5,116	0.5	98.6
その他	—	—	—	—
合計	96,240	968,173	100.0	95.2



## 金融機関別代位弁済

(単位:件、百万円、%)

区分	件数	金額	構成比	前年度比
都市銀行	72	918	5.9	82.1
地方銀行	649	7,751	49.6	81.8
第二地方銀行	257	2,613	16.7	67.5
信託銀行	1	17	0.1	—
信用金庫	423	3,798	24.3	139.9
信用組合	68	433	2.8	52.0
政府系機関	11	88	0.6	142.6
その他	—	—	—	—
合計	1,481	15,619	100.0	86.4

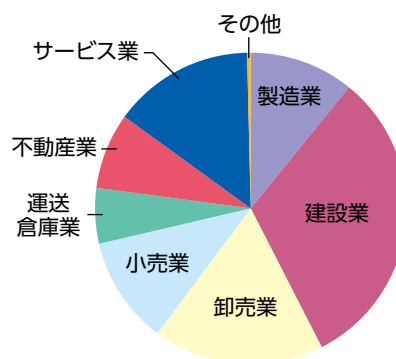


※本ディスクロージャー誌の統計資料の個々の金額は、四捨五入し百万円単位にしたものです。そのため、個々の金額と合計値が一致しない場合があります。

## 業種別保証承諾

(単位:件、百万円、%)

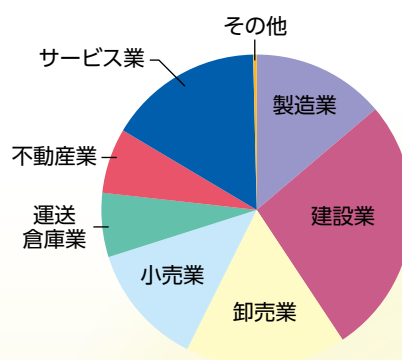
区分	件数	金額	構成比	前年度比
製造業	3,458	51,856	10.9	91.1
建設業	11,777	151,050	31.6	99.5
卸売業	5,095	84,681	17.7	96.7
小売業	4,851	53,224	11.1	99.5
運送倉庫業	1,589	27,458	5.7	98.4
不動産業	2,291	37,653	7.9	101.5
サービス業	5,654	69,903	14.6	104.5
その他	203	1,828	0.4	90.0
合計	34,918	477,653	100.0	98.7



## 業種別保証債務残高

(単位:件、百万円、%)

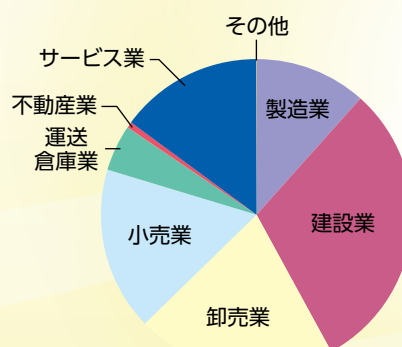
区分	件数	金額	構成比	前年度比
製造業	10,853	133,476	13.8	90.5
建設業	27,682	260,584	26.9	95.7
卸売業	12,587	161,372	16.7	94.0
小売業	15,508	123,177	12.7	95.3
運送倉庫業	5,184	64,624	6.7	94.3
不動産業	5,931	65,428	6.8	101.6
サービス業	17,961	155,988	16.1	97.3
その他	534	3,523	0.4	102.8
合計	96,240	968,173	100.0	95.2



## 業種別代位弁済

(単位:件、百万円、%)

区分	件数	金額	構成比	前年度比
製造業	140	1,813	11.6	83.2
建設業	434	4,753	30.4	85.9
卸売業	272	3,229	20.7	86.3
小売業	330	2,650	17.0	83.3
運送倉庫業	63	750	4.8	113.4
不動産業	8	98	0.6	43.3
サービス業	232	2,321	14.9	92.2
その他	2	5	0.0	13.0
合計	1,481	15,619	100.0	86.4



※本ディスクロージャー誌の統計資料の個々の金額は、四捨五入し百万円単位にしたものです。そのため、個々の金額と合計値が一致しない場合があります。

## 市町村別保証状況

(単位:件、百万円、%)

市町村	保証承諾			保証債務残高		代位弁済	
	件数	金額	前年度比	件数	金額	件数	総額
千葉市	6,060	96,675	98.0	17,092	196,568	313	3,524
銚子市	747	8,738	90.1	2,048	19,520	29	466
市川市	2,212	31,622	106.2	6,227	64,290	93	781
船橋市	2,535	38,125	93.3	7,416	81,739	86	848
館山市	334	2,898	87.5	954	6,739	22	310
木更津市	1,040	13,728	93.8	2,846	29,118	42	332
松戸市	2,240	30,800	108.7	5,723	58,169	117	1,232
野田市	1,045	14,040	95.5	2,915	29,892	24	372
茂原市	518	7,382	97.8	1,607	15,415	10	32
成田市	849	11,020	90.1	2,652	24,330	31	494
佐倉市	708	9,506	95.5	2,089	20,472	45	354
東金市	469	6,220	105.9	1,186	11,955	21	118
旭市	596	5,936	87.6	1,648	12,215	15	163
習志野市	666	9,378	91.3	1,839	17,255	40	468
柏市	2,099	28,115	89.5	5,769	58,788	91	1,069
勝浦市	166	1,580	80.0	460	3,882	14	89
市原市	2,086	30,141	117.6	5,389	53,897	49	560
流山市	804	9,524	113.2	1,909	18,296	15	153
八千代市	841	12,274	97.1	2,472	26,229	28	201
我孫子市	430	4,468	95.4	1,237	9,408	22	449
鴨川市	313	3,152	115.6	815	6,872	20	40
鎌ヶ谷市	454	6,452	114.5	1,231	12,227	23	253
君津市	454	5,652	107.4	1,476	13,311	14	121
富津市	339	3,383	97.5	954	7,330	20	221
浦安市	677	10,252	91.1	2,065	21,321	41	531
四街道市	480	7,069	108.5	1,170	12,732	33	392
袖ヶ浦市	410	4,914	90.5	1,010	9,912	15	197
八街市	584	7,306	91.9	1,586	16,229	47	588
印西市	395	5,098	93.1	980	9,892	32	231
白井市	370	6,048	95.0	980	11,623	4	6
富里市	299	3,549	95.0	863	7,540	16	226
南房総市	341	3,166	138.4	802	6,168	4	9
匝瑳市	361	5,081	104.4	923	8,779	21	192
香取市	690	7,055	93.1	1,813	14,685	14	137
山武市	309	3,549	104.2	847	6,978	5	16
いすみ市	281	2,516	80.1	797	5,023	9	51
大網白里市	239	2,901	107.3	567	5,070	3	31
小計	33,441	459,311	98.7	92,357	933,869	1,428	15,255

(単位:件、百万円、%)

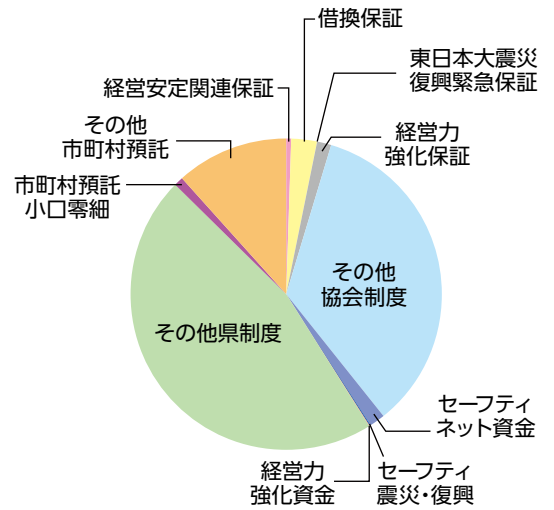
市町村	保証承諾			保証債務残高		代位弁済	
	件数	金額	前年度比	件数	金額	件数	総額
印旛郡 酒々井町	73	1,056	81.9	222	2,347	2	18
印旛郡 栄町	82	1,531	97.0	226	2,512	12	105
香取郡 神崎町	40	270	140.9	117	562	—	—
香取郡 多古町	160	2,092	100.6	394	3,816	13	114
香取郡 東庄町	130	924	99.3	355	2,228	4	6
山武郡 九十九里町	172	1,915	111.0	403	2,762	3	17
山武郡 芝山町	83	1,294	74.7	220	2,937	7	26
山武郡 横芝光町	161	2,660	110.3	485	4,434	9	77
長生郡 一宮町	78	983	69.5	231	2,094	1	1
長生郡 睦沢町	28	310	158.7	59	520	—	—
長生郡 長生村	52	704	82.2	169	1,603	—	—
長生郡 白子町	88	1,195	86.6	237	2,071	—	—
長生郡 長柄町	24	482	254.6	110	1,200	1	1
長生郡 長南町	61	631	155.9	109	984	—	—
夷隅郡 大多喜町	105	880	121.9	215	1,654	—	—
夷隅郡 御宿町	63	716	108.2	133	1,049	—	—
安房郡 鋸南町	77	699	85.9	198	1,530	1	0
小計	1,477	18,342	98.7	3,986	35,308	54	371
合計	34,918	477,653	98.7	96,240	968,173	1,481	15,619

※本ディスクロージャー誌の統計資料の個々の金額は、四捨五入し百万円単位にしたものです。そのため、個々の金額と合計値が一致しない場合があります。

### 制度別保証承諾

(単位:件、百万円、%)

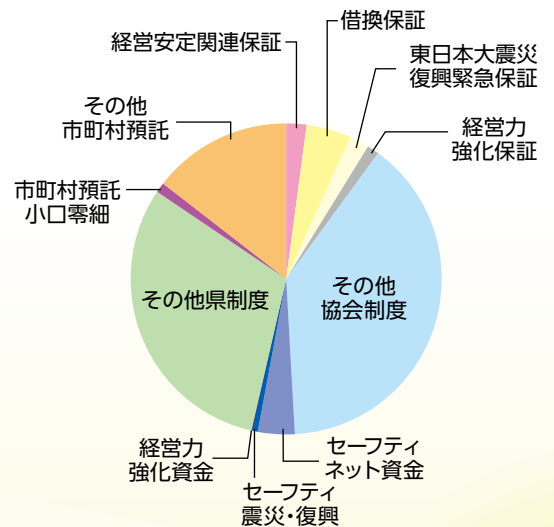
制度	件数	金額	前年度比
<b>協会制度</b>	<b>6,131</b>	<b>187,594</b>	<b>101.9</b>
経営安定関連保証	47	2,461	77.1
借換保証	363	12,694	93.2
東日本大震災復興緊急保証	3	77	22.1
経営力強化保証	141	6,988	153.1
その他協会制度	5,577	165,374	—
<b>県制度</b>	<b>23,821</b>	<b>229,799</b>	<b>96.4</b>
セーフティネット資金	319	7,806	72.8
セーフティ震災・復興	17	441	43.2
経営力強化資金	14	266	247.2
その他県制度	23,471	221,285	—
<b>市町村預託</b>	<b>4,966</b>	<b>60,261</b>	<b>98.3</b>
市町村預託小口零細	1,128	4,588	100.1
その他市町村預託	3,838	55,673	—
<b>合計</b>	<b>34,918</b>	<b>477,653</b>	<b>98.7</b>



### 制度別保証債務残高

(単位:件、百万円、%)

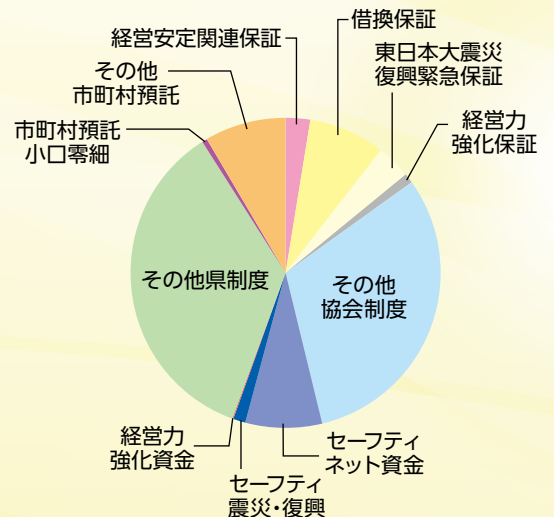
制度	件数	金額	前年度比
<b>協会制度</b>	<b>26,844</b>	<b>475,611</b>	<b>97.0</b>
経営安定関連保証	1,023	20,455	77.5
借換保証	1,893	45,206	97.9
東日本大震災復興緊急保証	1,583	19,687	69.2
経営力強化保証	322	12,044	145.3
その他協会制度	22,023	378,219	—
<b>県制度</b>	<b>47,737</b>	<b>342,057</b>	<b>94.7</b>
セーフティネット資金	3,599	36,884	75.9
セーフティ震災・復興	1,381	6,351	55.6
経営力強化資金	28	441	125.0
その他県制度	42,729	298,381	—
<b>市町村預託</b>	<b>21,659</b>	<b>150,505</b>	<b>90.9</b>
市町村預託小口零細	4,387	10,058	98.7
その他市町村預託	17,272	140,446	—
<b>合計</b>	<b>96,240</b>	<b>968,173</b>	<b>95.2</b>



### 制度別代位弁済

(単位:件、百万円、%)

制度	件数	金額	前年度比
<b>協会制度</b>	<b>447</b>	<b>7,215</b>	<b>84.7</b>
経営安定関連保証	25	399	100.6
借換保証	52	1,242	111.2
東日本大震災復興緊急保証	38	558	46.9
経営力強化保証	5	159	221.4
その他協会制度	327	4,858	—
<b>県制度</b>	<b>868</b>	<b>6,997</b>	<b>86.8</b>
セーフティネット資金	125	1,249	55.6
セーフティ震災・復興	26	201	57.6
経営力強化資金	1	18	—
その他県制度	716	5,529	—
<b>市町村預託</b>	<b>166</b>	<b>1,408</b>	<b>93.7</b>
市町村預託小口零細	33	83	137.0
その他市町村預託	133	1,324	—
<b>合計</b>	<b>1,481</b>	<b>15,619</b>	<b>86.4</b>



※本ディスクロージャー誌の統計資料の個々の金額は、四捨五入し百万円単位にしたものです。  
そのため、個々の金額と合計値が一致しない場合があります。

# 経営支援・再生支援の取組み

## ✓ 経営支援・再生支援の取組み

当協会では、平成25年度より企業サポート室を設置し、創業支援、期中支援、事業再生支援を中心に、中小企業者のよきパートナーとして積極的に経営支援に取り組んでおります。

平成30年4月に信用保証協会法が改正され、信用保証協会の業務に経営支援が法令上位置づけられたことに伴い、平成30年度より「企業サポート室」から「成長サポート部」へ組織改編しました。

## ✓ 創業サポートチームの取組み

創業サポートチームでは、創業を予定されているお客さまの経営相談、法人設立・個人開業後間もないお客さまの保証審査、保証承諾以降のフォローアップを行い、創業期のお客さまへのトータルサポートに取り組んでおります。

### 創業関連・創業等関連保証の保証承諾実績

(単位：件、百万円)

年度	保証承諾件数	保証承諾金額
平成29年度	621	3,357

### 創業セミナー・創業スクールの開催

当協会主催の創業セミナー・創業スクールは、創業に必要なノウハウ等を学んでいただくために、創業予定・創業後間もないお客さまを対象として開催しております。

#### 平成29年度の創業セミナー

テーマ	開催日	のべ参加者
失敗しない創業の基本知識セミナー	平成29年5月20日、12月 9日	52名
従業員の雇用と活性化で会社を大きくセミナー	平成29年5月20日、12月 9日	47名
販売促進・営業で新規顧客を獲得セミナー	平成29年5月20日、12月 9日	54名
決算書の見方と確定申告セミナー	平成29年5月20日、12月 9日	47名
お金の管理と銀行とのお付き合いセミナー	平成29年5月27日、12月16日	51名
創業時に知って得する法律入門セミナー	平成29年5月27日、12月16日	48名
繁盛飲食店の作り方セミナー	平成29年5月27日、12月16日	51名
インターネットで商売繁盛セミナー	平成29年5月27日、12月16日	52名

#### 平成29年度の創業スクール

テーマ	開催日	のべ参加者
創業計画作成スクール	平成29年7月8日、15日、22日、29日計4回のカリキュラム	84名
創業プラン作成スクール	平成30年1月13日、20日、27日、2月3日計4回のカリキュラム	111名



▲創業セミナーの様子



▲創業スクールの様子

## ☑ 経営サポートチームの取組み

経営サポートチームでは、中小企業診断士等の専門家を活用する経営改善計画策定支援や経営課題へのワンポイントアドバイス、「経営力強化保証」や「事業再生計画実施関連保証（経営改善サポート保証）」等信用保証を通じての資金繰り支援、お客さま・金融機関等の関係者が一堂に会し、意見交換を行うことで迅速な経営改善を図ることを目的とした「経営サポート会議」の事務局の運営など、経営支援の円滑化に取り組んでおります。

また、県内中小企業者に対する経営支援策や再生事例等の情報共有を行い、オール千葉で経営支援に取り組む、地域経済の活性化に寄与することを目的とした「千葉県中小企業支援ネットワーク会議」の事務局としても活動しております。

### 中小企業診断士等専門家派遣の実績

(単位:件)

年度	専門家派遣	うち経営改善計画策定支援	うち経営課題へのワンポイントアドバイス
平成29年度	40	36	4

### 経営力強化保証・事業再生計画実施関連保証（経営改善サポート保証）の保証承諾実績

(単位:件、百万円)

制度名	保証承諾件数	保証承諾金額
経営力強化保証	155	7,254
事業再生計画実施関連保証	170	4,844
条件変更改善型借換保証	18	860

### 経営サポート会議の開催企業数

年度	開催企業数
平成29年度	85企業

### 平成29年度千葉県中小企業支援ネットワーク会議の開催実績

第11回千葉県中小企業支援ネットワーク会議	平成29年7月3日開催
第12回千葉県中小企業支援ネットワーク会議	平成30年2月14日開催



▲ネットワーク会議の様子

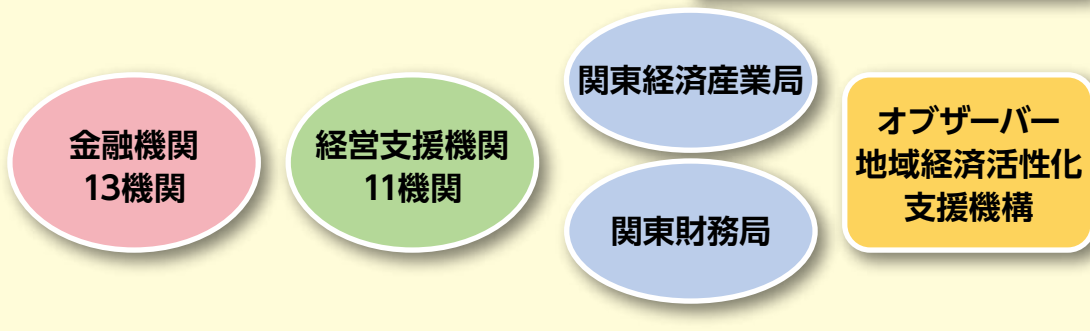


## 千葉県中小企業支援ネットワーク会議

### 千葉県中小企業支援ネットワーク会議 事務局：千葉県信用保証協会

- ライフステージに応じた経営支援目線の共有
- 地域経済活性化支援のスキル向上

(幹事)  
・千葉県中小企業再生支援協議会  
・千葉県  
・千葉県信用保証協会



#### 【千葉県中小企業支援ネットワーク会議 構成機関】 (全30機関※)

千葉銀行、千葉興業銀行、京葉銀行、千葉信用金庫、銚子信用金庫、東京ベイ信用金庫、館山信用金庫、佐原信用金庫、房総信用組合、銚子商工信用組合、君津信用組合、日本政策金融公庫千葉支店(農林水産事業・中小企業事業・国民生活事業)、商工組合中央金庫千葉支店、千葉県商工会議所連合会、千葉県商工会連合会、千葉県中小企業団体中央会、千葉県弁護士会、日本公認会計士協会千葉会、千葉県税理士会、千葉県中小企業診断士協会、千葉県産業振興センター、関東経済産業局、関東財務局千葉財務事務所、千葉県経営改善支援センター、千葉県事業引継ぎ支援センター、千葉県中小企業再生支援協議会、中小企業基盤整備機構関東本部、千葉県、地域経済活性化支援機構、千葉県信用保証協会

※平成30年7月1日現在 順不同

## ✓ 海外展開サポートデスク・事業承継サポートデスクの取組み

当協会では、平成27年10月より、経営サポートチーム内に、海外展開サポートデスクおよび事業承継サポートデスクを設置しております。各サポートデスクでは独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)・独立行政法人国際協力機構(JICA)・独立行政法人中小企業基盤整備機構(中小機構)、千葉県事業承継ネットワーク等と連携し、当協会の専門相談員が経営相談から金融支援までワンストップ対応しております。

### 海外展開・事業承継に関する相談・保証の実績

年度	海外展開に関する相談	海外展開に関する保証承諾件数	事業承継に関する相談	事業承継に関する保証承諾件数
平成29年度	51企業	15件	49企業	4件

## ✓ 再生サポートチームの取組み

再生サポートチームでは、中小企業再生支援協議会等の支援機関や金融機関の再生支援部署と連携して、経営環境の変化等により大幅な業績悪化に陥ってしまい、経営の再建を図るお客さまへの事業再生支援に積極的に取り組んでおります。

中小企業再生支援協議会等が策定支援した事業再生計画に基づき、事業再生の促進を図るべく、「求償権消滅保証」、「求償権放棄」、「求償権の不等価譲渡」、「DDS」等、多様な再生手法を活用し、お客さまの経営再建を支援しております。

## ☑ 経営支援強化促進事業の取組み

当協会では、国による「信用保証協会中小・小規模事業者経営支援強化促進補助金」を活用した経営支援強化を目的に、平成27年4月1日に「企業サポート室再生サポートチーム特別支援グループ」、平成28年4月1日に「企業サポート室創業サポートチーム訪問支援グループ」を設置しました。

平成29年度には、補助金事業の事業規模が継続、拡大されたことに合わせ、上記2チームを統合し「特別サポートチーム」を設置しました。

同事業は、経営の安定に支障が生じ、条件変更を繰り返す中小企業・小規模事業者などの経営改善を促進するため、地域金融機関等と連携した保証先中小企業者等に対する経営支援の取組を一層強化するものです。

### 平成29年度実績

(単位:件)

	企業訪問件数	専門家派遣件数	計画策定支援
訪問支援グループ	400	65	5
特別支援グループ	438	251	42

### 支援内容

#### ① 支援対象先への訪問

特別支援グループおよび訪問支援グループ職員が、支援対象先に直接訪問のうえ現況や経営課題等をヒアリングします。

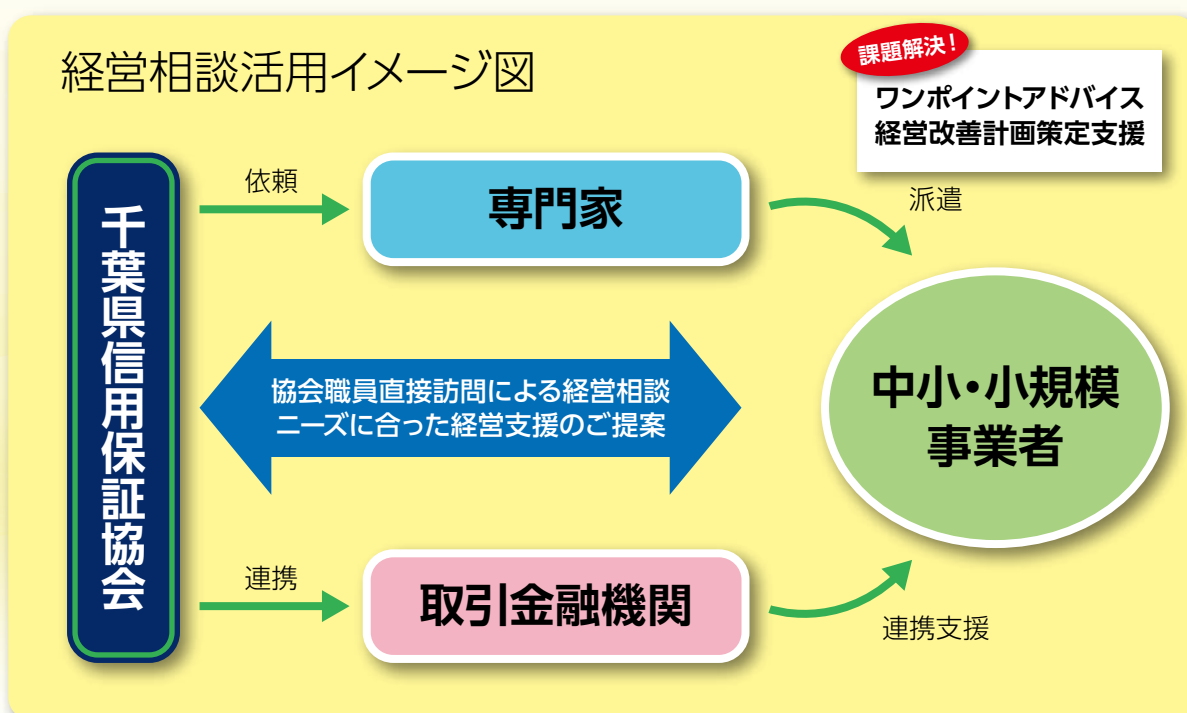
#### ② 専門家派遣を活用した経営支援

訪問のうえ、支援対象先より希望があれば、中小企業診断士等の専門家派遣を活用して、ワンポイントアドバイスや経営改善計画策定支援を行います。

#### ③ 借換保証の提案

支援対象先の返済状況等を鑑み、取扱い金融機関と協議のうえ、借換保証の提案を行います。

### 経営相談活用イメージ図



# 平成29年度 トピックス

## ▶ 平成29年6月 古民家活用支援保証制度「ふるさとちば」の創設について

地方創生支援の一環として、古民家(蔵・町屋を含む)を活用する中小企業者・小規模事業者の皆さまを支援するための保証制度『古民家活用支援保証制度「ふるさとちば」』を創設し、平成29年6月1日から取扱いを開始しました。『古民家活用支援保証制度「ふるさとちば」』は、当協会独自の保証制度であり、全国初の取組みとなります。

保証対象者	歴史的資源としての価値が認められる概ね築50年以上の古民家等を活用して事業を営む中小企業者
対象資金	運転資金・設備資金(古民家等を活用して営む事業に係る資金に限る)
保証限度額	一般枠:8,000万円 創業枠:3,500万円
保証期間	一般枠:運転10年、設備20年(据置期間2年) 創業枠:運転10年、設備10年(据置期間1年)

## ▶ 平成29年6月 「優良店舗感謝状贈呈式」の開催について

平成28年度中において、地域経済に新たな付加価値を生み出す中小企業・小規模事業者の持続的な支援に積極的に取り組みいただきました金融機関に対して優良店舗感謝状贈呈式を行いました。

平成28年度は、14金融機関77店舗が優良店舗として選出されました。



## ▶ 平成29年8月 中小企業再生支援全国本部からの感謝状の贈呈について

当協会が平成28年度において中小企業再生支援協議会事業に貢献したことが評価され、中小企業再生支援全国本部から感謝状が贈呈されました。

平成29年8月8日  
中小企業再生支援全国本部  
統括プロジェクトマネージャー  
大庭 正好様(写真右)が来協され、  
感謝状が贈呈されました。



## ▶ 平成29年11月 成長発展支援保証制度「パートナーちば」の創設について

中小企業者・小規模事業者の事業の発展を促進し、生産性向上や地方創生等に寄与すべく金融機関と連携した保証制度『成長発展支援保証制度「パートナーちば」』を創設し、平成29年11月1日から取扱いを開始しております。

本制度は、金融機関との連携により、長期での資金調達や制度を問わず1本化の借換えができ、安定した資金供給を行うことで中小企業者の成長発展をサポートします。さらに保証料率を20%割引することにより、調達コスト低減にも寄与します。

### 本制度の特徴

- ①保証料率区分が「5」以上、金融機関の一定の基準を満たす等の資格要件を備える中小企業者が対象です。
- ②申込金融機関の融資残高のうち、金融機関独自貸の残高が40%以上必要です。
- ③運転資金10年以内、設備資金15年以内と長期での支援が可能です。
- ④信用保証料率を20%割引します。
- ⑤制度を問わず借換えが可能です。

## ▶ 平成29年11月 金融機関合同信用保証業務研修の開催について

11月8日に県内金融機関営業店より51名の方にご参加いただき、「金融機関合同信用保証協会業務研修」を実施しました。本研修は、信用保証制度や当協会の経営支援メニュー等に理解を深め、当協会職員とのコミュニケーションを取っていただくことで県内中小企業支援のための連携強化を図ることを目的としたものです。当協会職員から、当協会の概要や当協会の経営支援メニュー等についての講義と、模擬案件における経営支援のアドバイス、保証付き融資の可否をグループワークで取り組んでいただきました。各グループには当協会保証課の職員も参加し、意見交換を通じコミュニケーションを図ることができました。



## ▶ 平成30年1月 「市原で大切にしたい会社表彰」での当協会会長賞の授与について

当協会は、市原商工会議所が主催する「市原で大切にしたい会社表彰」において、千葉県信用保証協会会長賞を授与しました。

この表彰制度は、「人に優しく、地域に優しい思いやりの経営」を目指し実践している事業者を表彰し、モデル企業として知名度の向上及びブランド化を図ることにより、中小企業の活性化ひいては地域の経済活性化に貢献することを目的として、今年度から新たに創設されました。



## ▶ 平成30年1月、2月 地域イベントボランティアへの参加について

当協会では、積極的に地域活動に参加貢献することにより、地域社会との信頼関係を築くことを目的として、2つの団体のイベントについてボランティアスタッフとして参加しました。

第一弾として1月20日に地元プロバスケットボールチーム「千葉ジェッツふなばし」主催試合の運営ボランティア、第2弾として2月11日に公益財団法人千葉県文化振興財団が主催する音楽コンサートの運営ボランティアに参加し、合計15人の職員が汗を流しました。



## ▶ 平成30年3月 当協会ホームページのリニューアルについて

業務内容や保証制度が多様化していることを踏まえ、当協会ホームページを全面リニューアルいたしました。

### 主なリニューアル箇所

- ① デザインの一新(イラストを交え親しみやすい印象としました)
- ② スマートフォン対応
- ③ 創業支援、経営支援ページの新設
- ④ 各種書式のダウンロードページ内に検索機能を追加



# 中期事業計画（平成27年度～平成29年度）の評価

## 1. 業務環境

### (1) 地域経済および中小企業の動向

計画3カ年における千葉県内の景気は、世界経済の情勢や人手不足の影響などにより不透明感が続いていましたが、政府の各種政策の効果等から緩やかではありますが回復へ向かっています。中小企業の景況判断は、平成27年度から平成28年度にかけては、消費増税や円安の進展による輸入原材料等価格の上昇の影響もあり、「下降」超に転じました。平成28年以降は東京オリンピック、パラリンピック関連事業の活性化や、インバウンド需要による景気の押し上げもあり、「上昇」超に転じましたが、少子高齢化による労働力人口の減少、長引く個人消費の低迷から再び「下降」超に転じています。3カ年を通じ、大企業を中心に景気回復が進んでいますが、中小企業には景気回復を実感できるに至らず、先行きの不安が拭えない期間でした。

### (2) 中小企業向け融資の動向

計画3カ年の金融機関の中小企業向け融資態度判断BSIは、平成28年度に日本銀行の金融政策の影響もあり「緩やか」超幅が拡大し、平成29年度も「緩やか」超幅がさらに拡大しました。特に平成29年度に入ってから「緩やか」超幅が急速に拡大しています。

### (3) 県内中小企業の資金繰り状況

計画3カ年の資金繰り状況は、平成27年度になって「悪化」超幅が拡大しましたが、平成28年度は「悪化」超幅が縮小に転じています。この「資金繰り状況」は、景況感や融資態度判断BSI以上に中小企業が慎重に判断する項目といえ、中小企業においては依然として予断を許さない状況です。

### (4) 県内中小企業の設備投資動向

平成27年度から平成29年度の設備投資状況は、いずれも全規模・全産業で「増加見込み」となりました。政府の財政政策等から景気回復傾向にて推移しており、東京オリンピック・パラリンピックに向けたインフラ整備等の需要も後押しした形です。

### (5) 県内の雇用情勢

平成28年度、平成29年度の従業員数判断BSIは、「不足気味」超幅が拡大して推移しています。先行きについても「不足気味」超で推移する見通しとなっています。

以上 財務省関東財務局千葉財務事務所①最近の県内経済情勢 ②法人企業景気予測調査／千葉県分より

## 2. 事業概況

緊急保証や東日本大震災復興緊急保証の実施後の平成24年度以降、保証債務残高は減少を続けています。保証承諾については、緊急保証等の借換など、中小企業者の一つ一つの資金需要に対応した結果、平成24年度から27年度の3カ年は、上昇に転じましたが、28年度からは、低金利情勢下の保証料の割高感等により、再びマイナス局面となっています。

代位弁済は、低水準で推移した一方、返済緩和残高の高止まりが続いており、回収については、担保や保証のない求償権の増加などにより減少傾向となっています。

(単位:百万円、%)

項目	平成27年度実績			平成28年度実績			平成29年度実績		
	金額	対計画比	対前年度比	金額	対計画比	対前年度比	金額	対計画比	対前年度比
保証承諾	525,169	99.7	100.4	483,770	93.6	92.1	477,653	100.9	98.7
保証債務残高	1,084,053	100.6	96.9	1,017,259	98.9	93.8	968,173	100.4	95.2
代位弁済	17,542	84.5	92.1	18,082	103.7	103.1	15,619	87.4	86.4
実際回収	5,460	100.3	101.4	4,727	91.4	86.6	4,172	89.4	88.3

### 3. 中期業務運営方針に対する評価

当協会の基本目標であるⅠ.顧客満足の追求(CS)、Ⅱ.経営基盤の強化、Ⅲ.地域・社会への貢献に基づき、以下のとおり、重点課題への取組みを実施しました。

- Ⅰ.顧客満足の追求については、金融機関・商工団体への訪問を積極的に行うとともに、中小企業者・金融機関等のニーズを探り、古民家活用支援保証制度「ふるさとちば」、成長発展支援保証制度「パートナーちば」を創設しました。

コンサルティング機能の発揮としては、創業者に対し、創業スクール、セミナー等を実施するとともに、小規模事業者や返済緩和先等に対し経営支援を実施する部署として、企業サポート室に特別サポートチームを設置し、専門家派遣による経営改善計画の策定支援等を実施することで、個々の中小企業の課題に応じた経営支援を実施しました。

経営改善・事業再生支援としては、求償権消滅保証、求償権放棄、求償権不等価譲渡、DDSを実施しました。また、「千葉県中小企業支援ネットワーク会議」の運営により、地域の関係機関におけるハブ機能を果たしました。

「顔のみえる」保証協会を推進するため、保証概況、ホームページ、SNS(LINE@)等を活用した広報活動の充実を図りました。

- Ⅱ.経営基盤の強化については、コンプライアンス体制の充実を図り、研修、啓発活動の実施により、職員にコンプライアンス意識の周知徹底を図るとともに、内部検査体制の充実強化および事業継続計画(BCP)を含めたリスク管理対策を実施しました。

求償権回収については、保証協会債権回収株式会社を有効活用することで、回収の効率化と最大化に取組みました。

能力開発、人材育成の取組みとして、企業訪問研修、金融機関実務研修等の各種内部研修・外部研修、他機関との人事交流、若手職員の能力向上のため「新人育成プログラム」を実施しました。また、第6次基本経営計画等の策定のため、「第6次基本経営計画および中期事業計画策定検討小委員会」を設置し、平成30年からの3カ年計画を策定しました。

- Ⅲ.地域・社会への貢献については、県内19市との連携により、当協会の創業スクールを特定創業支援事業として実施しました。また、事業承継支援・海外展開支援を担う事業承継サポートデスク・海外展開サポートデスクを企業サポート室経営サポートチームに集約し、相談から計画策定支援、金融支援までワンストップで対応する体制を整備し、事業承継サポート保証「みらい」、L/G輸出パック保証等による支援を実施しました。海外展開支援をテーマとした県内金融機関との情報交換会を実施し、日本貿易振興機構(JETRO)・国際協力機構(JICA)から講師を招きました。CSR(企業の社会的責任)の推進として、環境美化イベントや地域清掃活動等を実施し、エコ・省エネ活動にも取組みました。

### 4. コンプライアンス体制および運営状況について

コンプライアンス報告事例は、平成27年度に1件(保証料の誤徴収)発生しましたが、コンプライアンス委員会に報告するとともに再発防止策を講じています。なお、平成28年度、29年度は抵触事項がありませんでした。今後も研修会等の啓蒙活動により、職員のコンプライアンス意識の維持に努めてまいります。

### 5. 外部評価委員の意見等

手島英男公認会計士、宮本勇人弁護士、有馬和子臨床心理士により構成される「外部評価委員会」の意見・アドバイスは以下のとおりです。

- (1)業務運営方針について

・マイナス金利や中小企業者数の減少等、金融業界としては厳しい状況ではありますが、協会の役割として中小零細企業の金融支援の円滑化に向けて、日頃の訪問活動や情報発信、制度創設等、きめ細かな支援サービスが行き届いており、頑張っている様子が感じられます。引き続き邁進してください。

・目標数値は重要ではありますが、ひとつのメルクマークとはしながらも、現場の状況も十分把握して対応してください。

・毎年様々な工夫をこらし、新たな刺激を与えている様に見受けられます。しかし、無理に新たな取組みを作る必要はなく、需要に応じて方針を決めて行くことが重要です。

・健全経営を支える職員の心身の健康状態が万全であることが望ましいが、それらを補完するための社内制度が職員にとって、安心して利用でき、利用し易い状況にあるのかという点についても考慮してください。

- (2)コンプライアンス体制および運営状況について

・コンプライアンスに関わる問題が発生した後の、迅速かつ適切に対応する体制を作ることが重要です。

- (3)総括

・保証債務残高、承諾額は減少傾向にあるものの、収支は安定確保し、経営の健全性が高まっていることは、努力の成果として評価できます。

・顧客満足の追求を第一として、金融機関・支援機関・自治体との様々なチャネルでの連携により、保証制度の創設や経営支援等に取組んできたことは評価できます。

# 平成29年度経営計画の評価

千葉県信用保証協会は、顧客満足の追求を第一として、金融機関・支援機関・自治体との様々なチャネルでの連携により、保証制度の創設や経営支援等に取り組みました。平成30年4月から新たな信用保証制度がスタートし、信用保証協会の業務に経営支援が法律で位置付けられるとともに、業務の運営に当たっては金融機関との連携が重要である旨が規定されました。当協会は、引き続き様々な機関との連携を図り、中小企業のご期待に応えるため、努力してまいります。

今般、平成29年度の年度経営計画に対する実績評価を行いましたので、以下のとおり公表いたします。なお、実績評価に当たりましては、手島英男公認会計士、宮本勇人弁護士、有馬和子臨床心理士により構成される「外部評価委員会」の意見・アドバイスをいただいております。

## 1. 業務環境

### (1) 地域経済および中小企業の動向

中小企業の景況判断BSIは、上期は全規模・全産業で「上昇」超で推移していましたが、下期においては第3四半期で中小企業のみが「下降」超幅に転じていたものが、第4四半期には全規模・全産業に「下降」超幅が拡大しています。

### (2) 中小企業向け融資の動向

中小企業の金融機関の融資態度判断BSIは、上期は全規模・全産業で「緩やか」超幅が縮小し、下期においては、第3四半期では「緩やか」超幅が一旦、拡大に転じましたが、第4四半期では再び縮小に転じています。

### (3) 中小企業の資金繰り状況

中小企業の資金繰り判断BSIは、第2四半期では一旦、「改善」超に転じましたが、下期は「悪化」超幅が続いています。

### (4) 中小企業の設備投資状況

中小企業の設備投資計画額は、全規模・全産業で前年同期比0.6%の増加見込みとなっています。

### (5) 県内の雇用情勢

平成29年度の中小企業の従業員数判断BSIは全規模・全産業で「不足気味」超幅が拡大しました。

以上 財務省関東財務局千葉財務事務所 法人企業景気予測調査／千葉県分より

## 2. 事業概況

保証承諾実績は477,653百万円、計画比は100.9%、前年比98.7%と前年実績を下回りましたが、計画額は上回りました。月別の推移を見ると、保証料の割高感の影響等から、10月までは前年度と同様、前年実績、計画額共に下回る状況で推移（8月の計画比を除く）していましたが、11月からは、成長発展支援保証制度「パートナーちば」の利用が順調であったこと等から、前年実績、計画額ともに上回る状況で推移しました。

保証債務残高は968,173百万円、計画比100.4%、前年比95.2%となり、保証債務平均残高982,375百万円、計画比98.3%、前年比94.0%となりました。

代位弁済実績は15,619百万円、計画比87.4%、前年比86.4%と前年実績ならびに計画額を下回りました。しかし中小企業を取り巻く環境は厳しく、保証債務残高に占める返済緩和残高の割合が引続き高い水準にあることから、今後の状況を注視していく必要があります。

回収実績は4,172百万円、計画比89.4%、前年比88.3%と計画額ならびに前年実績を下回りました。回収環境は厳しい状況になっていますが、サービスの有効活用等により効率性を重視しつつ回収の最大化に努めるとともに、再生支援の観点から個々の状況に応じたきめ細やかな対応を取る必要があります。

### 平成29年度計画 平成29年度実績保証～回収業務

(単位:百万円、%)

保証～回収業務	平成29年度計画	平成29年度実績		
	金額	金額	対計画比	対前年実績比
保証承諾	473,236	477,653	100.9	98.7
保証債務残高	964,186	968,173	100.4	95.2
保証債務平均残高	999,123	982,375	98.3	94.0
代位弁済	17,869	15,619	87.4	86.4
実際回収	4,666	4,172	89.4	88.3

### 3. 決算概要

平成29年度の決算概要(収支計算書)は以下のとおりです。

経常収入	13,095百万円
経常支出	8,480百万円
経常収支差額	4,616百万円
経常外収入	21,387百万円
経常外支出	22,305百万円
経常外収支差額	▲918百万円
制度改革促進基金取崩額	0百万円
当期収支差額	3,698百万円

- ・経常収入は、保証料収入の減少により、前年度に比べて520百万円の減少となりました。
- ・経常支出は、信用保険料が大きく減少したため、前年度に比べて90百万円の減少となりました。
- ・経常外収支差額は、前年度▲884百万円から、33百万円の減少となりました。
- ・当期収支差額は3,698百万円となりました。この収支差額の処理については、基金準備金に1,850百万円を、収支差額変動準備金に1,848百万円をそれぞれ繰り入れました。

### 4. 重点課題への取組み状況

当協会の基本目標であるⅠ.顧客満足の追求(CS)、Ⅱ.経営基盤の強化、Ⅲ.地域・社会への貢献に基づき、以下のとおり、重点課題への取組みを実施しました。

- Ⅰ.顧客満足の追求については、金融機関・商工団体への訪問を積極的に行うとともに、中小企業者・金融機関等のニーズを探り、古民家活用支援保証制度「ふるさとちば」、成長発展支援保証制度「パートナーちば」を創設しました。

コンサルティング機能の発揮としては、創業者に対し、創業スクール、セミナー等を実施するとともに、小規模事業者や返済緩和先等に対し経営支援を実施する部署として、企業サポート室に特別サポートチームを設置し、専門家派遣による経営改善計画の策定支援等を実施することで、個々の中小企業の課題に応じた経営支援を実施しました。

経営改善・事業再生支援としては、DDS、求償権不等価譲渡、求償権放棄、求償権消滅保証を実施しました。また、「千葉県中小企業支援ネットワーク会議」の運営により、地域の関係機関におけるハブ機能を果たしました。

「顔のみえる」保証協会を推進するため、保証概況、ホームページ、SNS(LINE@)等を活用した広報活動の充実を図りました。

- Ⅱ.経営基盤の強化については、コンプライアンス体制の充実を図り、研修、啓発活動の実施により、職員にコンプライアンス意識の周知徹底を図るとともに、内部検査体制の充実強化および事業継続計画(BCP)を含めたリスク管理対策を実施しました。

求償権回収については、保証協会債権回収株式会社を有効活用することで、回収の効率化と最大化に取組みました。

能力開発、人材育成の取組みとして、企業訪問研修、金融機関実務研修等の各種内部研修・外部研修、他機関との人事交流、若手職員の能力向上のため「新人育成プログラム」を実施しました。また、第6次基本経営計画等の策定のため、「第6次基本経営計画および中期事業計画策定検討小委員会」を設置し、平成30年からの3か年計画を策定しました。

- Ⅲ.地域・社会への貢献については、県内19市との連携により、当協会の創業スクールを特定創業支援事業として実施しました。また、事業承継支援・海外展開支援を担う事業承継サポートデスク・海外展開サポートデスクを企業サポート室経営サポートチームに集約し、相談から計画策定支援、金融支援までワンストップで対応する体制を整備し、事業承継サポート保証「みらい」、L/G輸出パック保証等による支援を実施しました。海外展開支援をテーマとした県内金融機関との情報交換会を実施し、国際協力機構(JICA)・日本貿易振興機構(JETRO)から講師を招きました。CSR(企業の社会的責任)の推進として、環境美化イベントや地域清掃活動等を実施し、エコ・省エネ活動にも取組みました。



## 5. 外部評価委員会の意見

### (1) 業務実績について

#### 【保証部門】

- ・金融機関や商工団体を積極的に訪問することは顧客ニーズを把握する観点から重要であり、継続していることは評価できます。
- ・平均審査日数についても、年々短縮化していることは、顧客サービスを意識した取組みとして評価できますが、適正な審査に影響が出ない様、注意が必要です。
- ・保証債務残高や保証承諾が計画達成していることは、日頃の地道な訪問活動やきめ細かなサービスの提供による顧客満足の向上の成果として評価できます。

#### 【期中管理部門】

- ・早期事故案件をフィードバックすることは、審査担当者の目利き能力の向上のため、有効な取組みであり、審査水準を厳しくすることが趣旨ではないことも認識できました。
- ・小規模企業に対する様々な経営支援サービスの提供は、保証協会の役割を発揮する取組みとして、評価できます。

#### 【回収部門】

- ・回収環境が厳しい状況が続く中で、生活再生支援の観点から顧客の状況に応じた様々な取組みを行っていることは評価できます。

#### 【その他間接部門】

- ・インターネットやSNS等、様々な媒体を利用して広報活動されており、広報誌等についても以前に比べて、カラフルで見易く訴求性も高まっています。

### (2) コンプライアンス体制および運営状況について

- ・研修会の実施や、社内チェック機能を向上させるなど、コンプライアンス体制は問題なく運営されています。今後も継続してください。

### (3) 総括

- ・保証債務残高、承諾額は減少傾向にあるものの、収支は安定確保し、経営の健全性が高まっていることは、努力の成果として評価できます。
- ・顧客満足の追求を第一として、金融機関・支援機関・自治体との様々なチャネルでの連携により、保証制度の創設や経営支援等に取組んできたことは評価できます。

# 中期事業計画(平成30年度～平成32年度)

## ☑ 業務運営方針

中小企業の経営改善・生産性向上を促進するため、平成29年6月に信用保証協会法等の一部改正が行われ、新たなセーフティネットとして危機関連保証の創設や小規模事業者への支援が拡充されるとともに、信用保証協会の業務に中小企業の経営支援が追加され、業務の運営にあたっては信用保証協会と金融機関が連携する旨が規定されました。このような現状認識の中、平成30年度から平成32年度の3ヵ年度の基本経営計画において、「お客さま満足の追求(CS)」「地域・社会への貢献」「組織の活性化(ES)」「経営基盤の強化」の4つを基本目標とし、金融機関等との連携については、「中小企業の経営改善・生産性向上の促進」、「経営支援・事業再生支援等の取組みの推進」「地方創生への貢献を果たすための取組みの推進」の3つを取組方針として決めました。

当協会は、これらの業務運営方針に基づき、役職員が一丸となり、「ありがとう」の一步先へ行くサービスを提供することにより、「中小企業のベストパートナー」として、信頼される協会の実現に邁進して行きます。

## 1 お客さま満足の追求(CS)

中小企業の皆さまのひとつひとつの資金需要に親切かつ丁寧に向き合うことで、金融の円滑化という信用保証協会本来の役割を発揮するとともに、中小企業や金融機関の皆さまのニーズに沿った、より質の高いサービスの提供や保証申込みの利便性を向上することで、お客さま満足の向上(CS)を実現します。

金融機関では、AIやフィンテックに代表される金融とITの融合の動きが急速に広まっています。当協会としてもこうした動きに適切に対応して行くとともに、お客さまサービスの充実のため保証審査業務等の合理化、効率化(BPR)に向けて、自ら積極的に取組んで行きます。

中小企業のライフステージに応じた、創業支援、経営改善・事業再生支援にかかる経営支援態勢の強化に加え、海外展開支援、事業承継支援を一層充実させることで、中小企業の皆さまが抱える様々な経営課題の解決に向け、当協会がより身近な存在として積極的な支援を行います。

## 2 地域・社会への貢献

地方創生のためには、金融機関、支援機関、自治体、大学等の皆さまとの連携が最も重要であると捉えていることから、当協会は、地方創生支援、創業支援、経営改善・事業再生支援など、様々な場面において各機関様との連携を模索し、地域経済の活性化に向けた取組みを行います。

## 3 組織の活性化(ES)

保証審査業務等の合理化、効率化(BPR)や経営支援の充実、地方創生への貢献など、重要課題に適切に対応していくためには、職員一人ひとりのスキルアップが重要になることから、外部機関への派遣や資格取得の奨励、専門性の高い研修を行うことにより、能力開発・人材育成に努めます。

多様な人材を積極的に活用するダイバーシティを推進し、ワーク・ライフ・バランスを充実させるなど、働きがいのある職場作りを取組むことにより、組織の活性化(ES)を実現します。

## 4 経営基盤の強化

“公的な保証人となり中小企業の資金繰りの円滑化を図る”という保証協会本来の役割を発揮し、個々の中小企業の経営課題に応じた経営支援の充実を図り、地方創生に貢献していくためには、経営基盤の強化が重要であることから、より健全で効率的な運営に努めます。

# 平成30年度経営計画

日本経済は、政府による経済政策の効果もあり、景気は回復基調にあります。また、2020年には東京オリンピック・パラリンピックが開催されることから、今後の成長が期待されます。ただし、海外経済の動向は不透明感を増しており、動向に留意する必要があります。

県内経済においても、都市部への人口流入による住宅建設や圏央道、外環道等のインフラ整備等を背景に、今後も堅調に推移するものと予想されます。

中小企業・小規模事業者を取り巻く環境については、個人消費が低迷していることの影響や事業承継、人手不足等の課題もあり、依然として厳しい状況にあると認識しています。

このような県内経済情勢の中、当協会は、金融機関と連携し、県内中小企業・小規模事業者の資金繰りの円滑化を図り、経営改善・生産性の向上を促進するため、当協会の基本目標である「お客さま満足の追求(CS)」「地域・社会への貢献」「組織の活性化(ES)」「経営基盤の強化」の4本柱に沿って「中小企業のベストパートナー」を目指し業務を運営して参ります。

## (1) お客さま満足の追求(CS)

中小企業・金融機関等のニーズを把握し、業務への反映を図るとともに、関係機関との情報交換を通じ連携を図ります。あわせて、金融機関との連携を通じて、中小企業の安定的な資金調達を支援し、経営改善・生産性向上を促すため、適切なリスク分担に努めるとともに、金融機関が中小企業者に対して十分な融資を行えない場合に他の金融機関を紹介する取組みを実施します。また、経営者保証を不要とする保証や経営者保証に関するガイドライン等に基づいた適切な対応をしつつ、中小企業者等のニーズに応じた保証制度の検討を進めます。

創業者に対し、創業スクール・セミナー等の開催により創業支援の充実を図るとともに、小規模事業者や返済緩和先等に対しては、金融機関等と連携を図りながら、専門家派遣による経営改善計画の策定支援を行う等、個々の中小企業の課題に応じた経営支援を行います。更に、経営サポート会議により個別企業の早期の経営改善や事業再生支援の取組みを一層強化するとともに、「千葉県中小企業支援ネットワーク会議」の運営により、地域の関係機関におけるハブ機能を果たすことで、関係機関との連携を強化し、経営支援態勢の充実を図ります。

事業承継への取組みは重要であることから、専門家と連携し、事業承継計画の策定支援等を行うとともに、事業承継に関する保証制度の周知を図り、事業承継セミナーを開催します。また、海外進出に関する専門機関とも連携し、海外関連の保証制度の周知を図ります。

「顔の見える」保証協会を推進すべく、保証概況、ホームページ、SNS(LINE@)等を活用した広報活動の充実を図ります。また、平成31年度に迎える創立70周年に向けて、記念事業の準備を進めます。

金融機関では、AIやフィンテックに代表される金融とITの融合の動きが急速に広まっています。当協会としてもこうした動きに適切に対応して行くとともに、お客さまサービスの充実のため保証審査業務等の合理化、効率化(BPR)に向けて、自ら積極的に取組んでいきます。

## (2) 地域・社会への貢献

金融機関、自治体、関係機関等との連携を強化し、地方創生に貢献します。あわせて、市町村と連携して認定連携創業支援事業を実施し、創業支援を推進します。

地域イベントにボランティア参加するとともに、環境美化イベントや地域清掃活動等を実施し、エコ・省エネ活動に取組みます。また、文化、芸術、スポーツ活動への支援に取組むことで、地域・社会への貢献に努めます。

## (3) 組織の活性化(ES)

各種セミナーへの参加、内部研修・外部研修等の実施および他機関との人事交流等により、環境の変化に即した協会業務の多様化・高度化に対応できる人材育成を行うとともに、目利き審査能力の向上、エキスパート業務の承継に努めます。

ワーク・ライフ・バランスの取組みとともに、人事考課規程の適正な運用により職員の更なる能力開発と人材育成に努めます。

## (4) 経営基盤の強化

金融機関との連携を通じ、中小企業者の経営改善・生産性向上を促す態勢について、適切に整備します。また、コンプライアンス体制の充実を図り、研修、啓発活動の実施により、職員にコンプライアンス意識の周知徹底を図るとともに、内部検査体制の充実強化および事業継続計画(BCP)を含めたリスク管理対策を実施します。

あわせて、回収の効率化と最大化を図るため、保証協会債権回収株式会社を有効活用するとともに、部門ごとの業務効率化に取組みます。

### 業務目標

項目	金額	前年度比
保証承諾	462,829百万円	96.9%
保証債務残高	916,780百万円	94.7%
代位弁済	16,972百万円	108.7%
回収	3,633百万円	87.1%

# 広報活動

千葉県信用保証協会についてより一層ご理解いただくために、次のような広報活動を行っています。

## ☑️ ポスター・パンフレット

ポスター、パンフレットを作成し、信用保証協会の取組みや、信用保証制度のご案内を行っています。



▲ポスター



▲パンフレット

## ☑️ ホームページ

当協会のホームページは、当協会の概要、各種保証制度、中小企業支援コーナーなど、さまざまな情報を発信しております。また、各種書式のダウンロード、セミナー・スクール・相談窓口の申込や予約、保証料計算シミュレーション、経営自己診断システム等もご利用できますので、ご覧の上ご活用ください。平成30年3月には、ホームページの全面リニューアルを行い、デザインの一新、スマートフォン対応等をしたことで、より親しみやすく、使いやすくなりました。



▲トップページ

## ☑️ テレビCM

地元放送局である千葉テレビにおいて、CMを定期的に放送しております。

ホームページアドレス  
<http://www.chiba-cgc.or.jp/>

## ☑ 商工団体等の各広報誌への広告掲載

中小企業のベストパートナー  
千葉県信用保証協会

- 金融機関からの資金調達をサポートします！  
信用保証協会がお客さまの保証人となることで、金融機関からの資金調達力が高まります。
- これから事業を始められる方を応援します！  
創業に関する基本的なことから創業時の資金調達にいたるまで、お客さまの夢の実現に向け、サポートいたします。
- お客さまに合わせた経営支援でサポートします！  
お客さまごとの経営課題解決に向け、経営相談や外部機関と連携した専門家派遣等でサポートいたします。

まずは、お気軽にお問い合わせ、ご相談ください！

本店 ☎043-221-8111  
松戸支店 ☎047-385-0000  
ホームページ <http://www.chiba-cga.or.jp/>

LINE@による会員の登録も承っておりますので是非ご利用ください。

▲当協会広告

創業セミナーバイキング

創業するために必要な知識を無料でお伝えします！  
創業を目指す方、創業して間もない方のお悩みを解決します！

各回 先着50名様 無料

2日間で創業時に知って得する5つのセミナーを開催。業に必要なステップを必要に応じて受講できます。同時進行で講師との個別相談も開催！

5/26 6/2

会場 千葉市きぼーる13F

主催：千葉県信用保証協会  
成長サポート部 創業サポートチーム  
☎043-311-5001

▲創業セミナー

## ☑ 新聞記事

当協会の動向を報道機関へ情報提供しており、各紙に記事が掲載されています。

優良77店舗を表彰  
県信用保証協会は5日、2016年度中に協会の保証債務残高を伸ばした金融機関などをたたえる「優良店舗感謝状贈呈式」を、千葉市中央区のホテルで開いた。

県信用保証協会は24日、古民家活用支援保証制度「ふるさとほほ」を6月1日から取り扱つと発表した。古民家ビジネスを始める中小企業・小規模事業者を対象、最長20年の保証期間を設け、信用保証料を0・1%割引引くのが特長だ。一般向けと創業向けを用途別・運転・設備資金を対象に一般向けは8千万円、創業向けは2500万円を限度に保証する。保証付き融資の元金返済猶予期間も一般向けで最長2年、創業向けで1年設けた。

▲千葉日報2017.5.25 古民家活用の保証制度

12年連続表彰の千葉興業  
銀行五井支店や、7年連続の千葉銀行南行徳支店、同とけ支店など、県内に本支店を置く14金融機関77店舗が表彰された。

床並道昭会長は「引き続き金融機関の皆さまにご協力、ご支援いただき、県内中小企業の金融円滑化という社会的使命を果たし、中小企業の皆さまの期待に応えるため努力していく」とあいさつした。

保証料率20%引き  
県信用保証協会は、成長発展支援保証制度「パートナー」の取り扱いを開始した。保証料率を通常より20%割引引くのが特長で、中小企業が資金調達しやすくなった。取り扱いは来年3月31日まで。

保証料率は8千万円で、保証期間は運転資金が10年以内、設備資金が15年以内、制度を問わず借り換えにも利用できる。

利用するには、保証料率区分が「C」以上、債務者区分が「正當先」など資格要件を満たした中小企業、申し込み金融機関の融資残高のうち、金融機関貸付目的の融資が40%以上あることも条件となる。

▲千葉日報2017.11.17 保証料率20%引き

◀千葉日報2017.6.6 優良77店舗を表彰

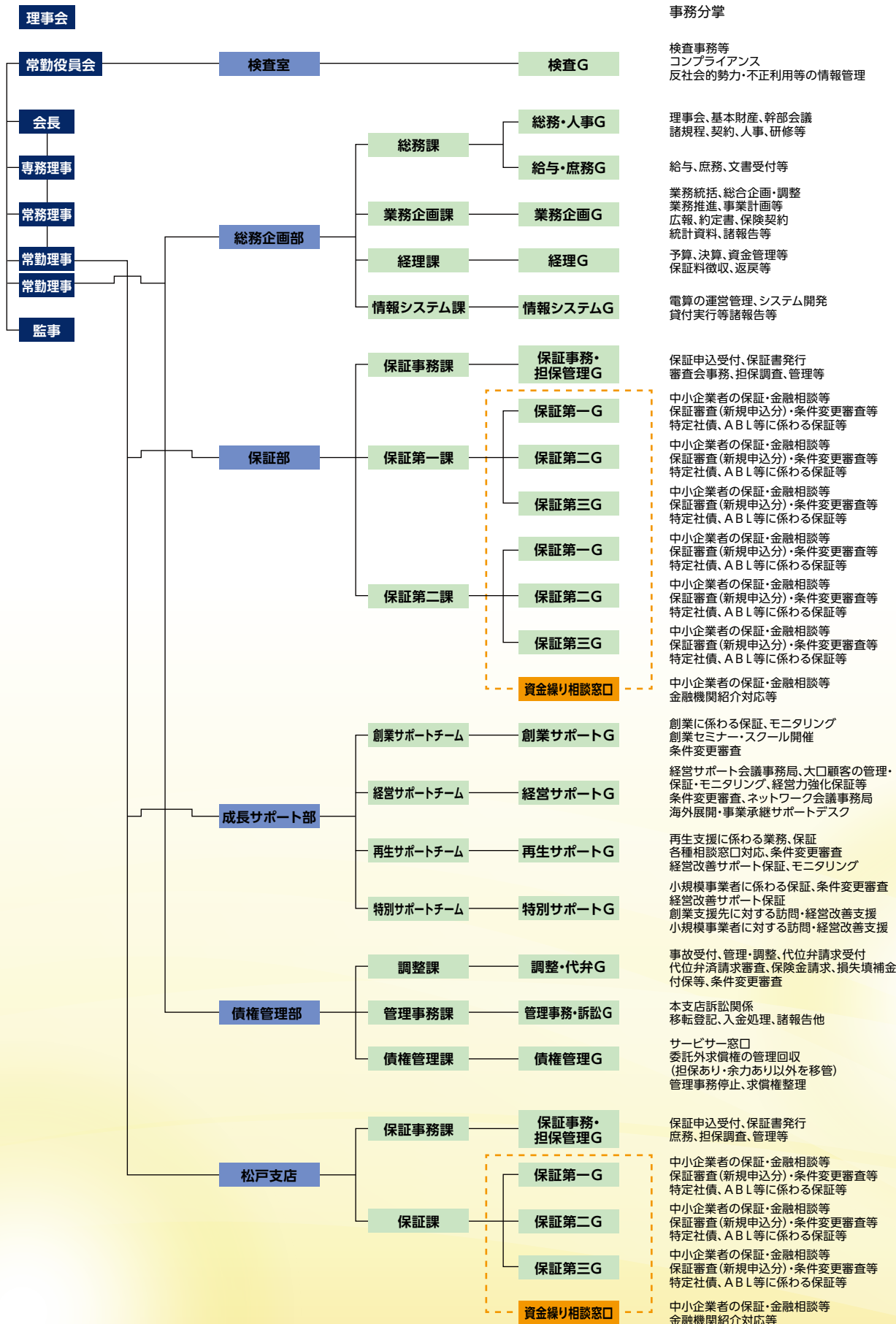
## ☑ LINEによる情報発信

LINE@を活用し、中小企業・金融機関の皆さま向けに情報発信を行っています。

LINE@  
×  
千葉県信用保証協会

友だち追加方法  
LINEアプリ「その他」  
「友だち追加」から、右のQRコードを読み取って下さい。  
※当協会のアカウントは一般アカウントなので、名前の検索はできません。

# 平成30年度 機構図



**事務分掌**

検査事務等  
コンプライアンス  
反社会的勢力・不正利用等の情報管理

理事会、基本財産、幹部会議  
諸規程、契約、人事、研修等

給与、庶務、文書受付等

業務統括、総合企画・調整  
業務推進、事業計画等  
広報、約定書、保険契約  
統計資料、諸報告等

予算、決算、資金管理等  
保証料徴収、返戻等

電算の運営管理、システム開発  
貸付実行等諸報告等

保証申込受付、保証書発行  
審査会事務、担保調査、管理等

中小企業者の保証・金融相談等  
保証審査(新規申込分)・条件変更審査等  
特定社債、ABL等に係わる保証等

中小企業者の保証・金融相談等  
保証審査(新規申込分)・条件変更審査等  
特定社債、ABL等に係わる保証等

中小企業者の保証・金融相談等  
保証審査(新規申込分)・条件変更審査等  
特定社債、ABL等に係わる保証等

中小企業者の保証・金融相談等  
保証審査(新規申込分)・条件変更審査等  
特定社債、ABL等に係わる保証等

中小企業者の保証・金融相談等  
保証審査(新規申込分)・条件変更審査等  
特定社債、ABL等に係わる保証等

中小企業者の保証・金融相談等  
保証審査(新規申込分)・条件変更審査等  
特定社債、ABL等に係わる保証等

中小企業者の保証・金融相談等  
金融機関紹介対応等

創業に係わる保証、モニタリング  
創業セミナー・スクール開催  
条件変更審査

経営サポート会議事務局、大口顧客の管理・  
保証・モニタリング、経営力強化保証等  
条件変更審査、ネットワーク会議事務局  
海外展開・事業承継サポートデスク

再生支援に係わる業務、保証  
各種相談窓口対応、条件変更審査  
経営改善サポート保証、モニタリング

小規模事業者に係わる保証、条件変更審査  
経営改善サポート保証  
創業支援先に対する訪問、経営改善支援  
小規模事業者に対する訪問、経営改善支援

事故受付、管理・調整、代位弁請求受付  
代位弁請求審査、保険金請求、損失填補金  
付保等、条件変更審査

本店訴訟関係  
移転登記、入金処理、諸報告他

サービス窓口  
委託外求債権の管理回収  
(担保あり・余力あり以外を移管)  
管理事務停止、求債権整理

保証申込受付、保証書発行  
庶務、担保調査、管理等

中小企業者の保証・金融相談等  
保証審査(新規申込分)・条件変更審査等  
特定社債、ABL等に係わる保証等

中小企業者の保証・金融相談等  
保証審査(新規申込分)・条件変更審査等  
特定社債、ABL等に係わる保証等

中小企業者の保証・金融相談等  
保証審査(新規申込分)・条件変更審査等  
特定社債、ABL等に係わる保証等

中小企業者の保証・金融相談等  
保証審査(新規申込分)・条件変更審査等  
特定社債、ABL等に係わる保証等

中小企業者の保証・金融相談等  
金融機関紹介対応等

# 役員名簿

役員名	氏 名	備 考
理事	床並 道昭	会長
理事	濱口 道夫	専務理事
理事	小林 徳康	常務理事
理事	松井 裕之	常勤理事
理事	朝生 政彦	常勤理事
理事	関 政幸	千葉県議会議員（総務防災常任委員会委員長）
理事	森 岳	千葉県議会議員（商工労働企業常任委員会委員長）
理事	吉田 和彦	千葉県商工労働部長
理事	清水 聖士	千葉県市長会会長（鎌ヶ谷市長）
理事	岩田 利雄	千葉県町村会会長（東庄町長）
理事	石井 俊昭	千葉県商工会議所連合会会長
理事	平 栄三	千葉県中小企業団体中央会会長
理事	板倉 正典	千葉県産業振興センター理事長
理事	佐久間英利	千葉銀行頭取
理事	青柳 俊一	千葉興業銀行頭取
理事	熊谷 俊行	京葉銀行頭取
理事	宮澤 英男	千葉信用金庫理事長
理事	福田 真也	三井住友銀行千葉エリア支店長
理事	奈良部 賢	商工組合中央金庫千葉支店長
理事	伊東 輝侑	千葉県信用組合協会会長
監事	川島 宣彦	常勤監事
監事	田口 博臣	公認会計士・税理士

(平成30年8月末現在)

# 協会用語説明

## 【保証承諾】

中小企業者からの保証申込を保証協会が応諾することを「保証承諾」といいます。諾否についてはその中小企業者の実態に即して、慎重に判断しています。

## 【代位弁済】

保証協会が保証している金融機関の貸付金が、中小企業者の倒産などの事故により金融機関への返済が不能となったとき、保証協会が中小企業者に代わり、金融機関に対してその金額（元本と利息）を支払うことを「代位弁済」といいます。

## 【求償権】

保証協会が中小企業者に代わり金融機関へ代位弁済をしたとき、代位弁済をした範囲内において、本来の債務の弁済を請求できる権利を取得します。この権利を「求償権」といいます。

## 【責任共有制度】

保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業者の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行、融資後における経営支援や再生支援といった中小企業者に対する適切な支援を行うこと等を目的とし平成19年10月に導入されました。

金融機関は、部分保証方式または負担金方式のいずれかを選択することになり、金融機関の負担割合は20%となります。どちらの方式を選択された金融機関を利用する場合でも、保証を利用されるお客さまにとって違いはありません。

ただし、政策的色合いの強い保証制度[経営安定関連保険特例（セーフティネット）1～4号・6号に係る保証、災害関係保険特例に係る保証、創業関連保険特例または創業等関連保険特例に係る保証、特別小口保険に係る保証、小口零細企業保証制度、求償権消滅保証、破綻金融機関等関連特別保証、東日本大震災復興緊急保証]については、当面の間責任共有の対象外となっております。

## 【保証料率の弾力化】

平成18年4月から原則として普通保険（一般関係・特定信用状関連特例・経営承継関連特例・中小企業承継事業再生関連特例）、無担保保険（一般関係・経営承継関連特例・中小企業承継事業再生関連特例）、特定社債保険、特定支払契約保険を利用する全ての保証の保証料率が、お客さまの経営状況に応じて9カテゴリーに区分されることになりました。このことを「保証料率の弾力化」といいます。

経営内容に応じた保証料を負担いただくことによって、保証利用の機会拡大を図ることを目的としたものです。

弾力化の対象となる保証の保証料率については、中小企業者の直前期決算（申告）で作成した財務諸表等をCRD（Credit Risk Database）協会の信用リスク評価システムに入力して決定されます。

責任共有対象外の制度と責任共有の対象となる制度では保証料率が異なります。中小企業者の経営状況に応じた9カテゴリーに区分（保証料率の弾力化）された保証料率は、以下のとおりとなります。

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率%	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
責任共有外保証料率%	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50





# コミュニケーションマーク

## Communication Mark

### Design

当協会のコミュニケーションマークは、千葉県「CHIBA-KEN」の頭文字「C」と信用保証の英記である「CREDIT GUARANTEE」の「CG」を使いデザインしました。一点から始まる3つの曲線は、「中小企業者」「金融機関」「保証協会」が一体となって発展するさまと、無限に広がる可能性をあらわしています。

### Color

当協会のコミュニケーションカラーは、海に囲まれた千葉県を象徴する色としての「青」と、県木である榎の木の「緑」をカラーとしました。「青」は、深い色の青とし、底知れない可能性、深い洞察力を持ちたいとの思いから、「緑」は、新緑の緑とし、発展の象徴と革新の気概を持ち続けたいとの思いをあらわしています。

## 千葉県信用保証協会 総務企画部 業務企画課

〒260-8501 千葉市中央区中央4丁目17番8号(千葉県自治会館)  
 電話 043-221-8185  
 HP <http://www.chiba-cgc.or.jp/>



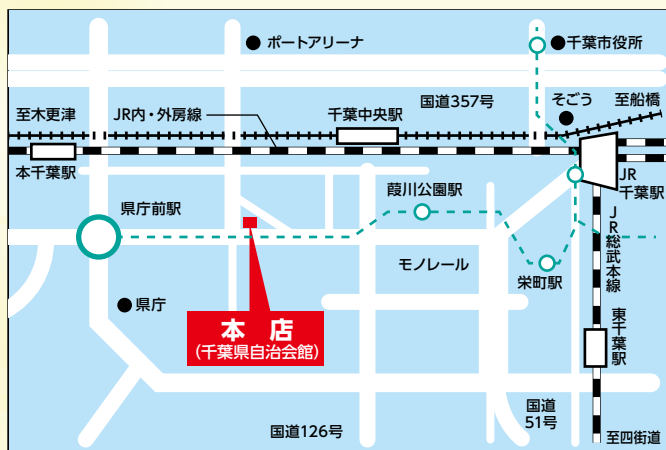
**本店** 〒260-8501 千葉市中央区中央4丁目17番8号(千葉県自治会館)

2F 保証部	保証事務課	TEL.043-221-8111	FAX.043-221-8423
	保証第一課	TEL.043-221-8111	FAX.043-221-8423
	保証第二課	TEL.043-221-8111	FAX.043-221-8423
4F 成長サポート部	創業サポートチーム	TEL.043-311-5001	FAX.043-221-8424
	経営サポートチーム	TEL.043-311-5002	FAX.043-221-8424
	再生サポートチーム	TEL.043-311-5003	FAX.043-221-8424
	特別サポートチーム	TEL.043-311-5000	FAX.043-221-8424
	海外展開サポートデスク	TEL.043-307-7771	FAX.043-221-8424
	事業継承サポートデスク	TEL.043-307-7772	FAX.043-221-8424
4F 債権管理部	調整課	TEL.043-221-8113	FAX.043-221-8425
	管理事務課	TEL.043-221-8116	FAX.043-221-8425
	債権管理課	TEL.043-221-8115	FAX.043-221-8425

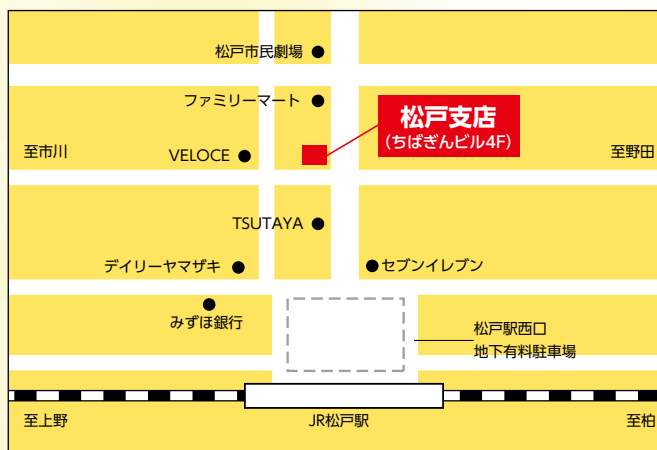
5F 総務企画部	総務課	TEL.043-221-8181	FAX.043-221-8421
	業務企画課	TEL.043-221-8185	FAX.043-221-8421
	経理課	TEL.043-221-8182	FAX.043-221-8422
	情報システム課	TEL.043-221-8186	FAX.043-221-8422
6F 検査室		TEL.043-221-8183	FAX.043-221-8422

**松戸支店** 〒271-0091 松戸市本町7番地10(ちばぎんビル4F)  
 保証事務課 TEL.047-365-6010 FAX.047-365-6055  
 保証課 TEL.047-365-6010 FAX.047-365-6055

### ●本店



### ●松戸支店





中小企業のベストパートナー

千葉県信用保証協会

